

令和3年度
農林水産省委託

食品トレーサビリティと原産地表示の取組状況
アンケート調査結果 報告書

令和3年12月

一般社団法人 食品需給研究センター

目次

要約.....	1
1. 調査の概要.....	3
1.1. 目的.....	3
1.2. 調査の方法と時期.....	3
1.3. 調査対象.....	3
1.4. 質問項目.....	5
1.5. 配布数、有効回収数.....	6
1.6 回答事業者の属性.....	7
2. 食品トレーサビリティの取組.....	14
2.1 原材料の入荷記録における原料の製造日等を特定できる情報.....	14
2.2 製造ロットの定義.....	16
2.3 製造記録の有無・形態.....	17
2.4 製造記録における、使用した原材料のロットを特定できる情報の有無.....	18
2.5 出荷記録における、製造ロットを特定できる情報の有無.....	19
2.6 記録の保存期間の設定における考慮事項.....	20
2.7 製造する製品全体のうち、製造ロットから入荷記録を特定できる割合.....	21
3 原料原産地表示（会社全体の状況）.....	22
3.1 各制度の義務の対象となる商品の製造・販売の有無.....	22
3.2 新たな原料原産地表示義務の実施または準備の状況.....	25
3.3 「又は表示」・「大括り表示」をしている商品の有無.....	26
4 代表的な製品への原料原産地表示.....	28
4.1 代表的な製品への原料原産地表示の有無.....	28
4.2 原料原産地表示の方法.....	29
4.3 原料原産地の表記内容.....	31
4.4 他の製品で同じ原材料で原産地が異なるものの使用の有無.....	32
5 代表的な製品への原料原産地表示の根拠となる記録.....	33
5.1 商品仕様書の有無.....	33
5.2 製造指示書の有無.....	34
5.3 原材料の「入荷の記録」から原産地を把握できるか.....	35
5.4 製造記録への原産地の記載.....	36
6 原料に関わる情報を正確に伝達・表示する工夫.....	37
6.1 原材料の原産地を正確に伝達・表示するための取組み（選択式の回答）.....	37
6.2 原材料の原産地を正確に伝達・表示するための取組（選択肢以外）.....	49
6.3 食品表示制度に関わる情報収集.....	52
参考資料 アンケート調査票.....	53

要約

(1) 調査の目的・方法

- ・食品製造業全般における食品トレーサビリティの取組状況と、食品表示法に基づく原料原産地表示制度等への対応状況を把握するため、またさらに原産地等の正確な伝達・表示の実践に役立つ事業者向けの普及啓発媒体の作成に役立てるため、食品製造業を対象とするアンケート調査を行った。調査票は2021年6月に郵便により送付し、調査票への記入・郵送、または電子ファイルへの入力・送信により回収された。2000社のうち813社から回答を得た。

(2) 食品トレーサビリティの取組状況

- ・「代表的な製品」のトレーサビリティの取組の回答をみると、ほぼすべての事業者が入荷記録を保存していた。
- ・製造ロットは85%が「製造日・製造時間ごと」、26%が「製造ラインや製造条件ごと」を条件にロットにしていた（複数回答）。
- ・82%の事業者で、代表的な製品の製造ロットと入荷ロットの対応関係が記録されていた。
- ・72%の事業者で、代表的な製品の「出荷の記録」に製造ロットを特定できる情報が記録されていた。
- ・記録の保存期間について、「自社が製造する製品の賞味期限又は消費期限」との回答は78%であったが、「原料原産地などの表示の監査や調査に対応できる期間」は27%と比較的少ない。
- ・「代表的な製品」だけでなく、製造する全製品について、製造ロットから入荷記録を特定できる割合を尋ねたところ、81%の事業者が「おおむねすべての製品について、すべての原材料の「入荷の記録」を特定できる」と回答した。

(3) 原料原産地表示への会社全体の取組状況

- ・新たに原料原産地表示義務の対象となった加工食品について、「該当するすべての商品について、すでに原料原産地表示を行っている」事業者は39%。「一部の商品について、原料原産地表示を行っているが、まだ実施していない商品もある」が最も多く54%。「該当するすべての商品について、まだ原料原産地表示をしていない」は3%であった。

(4) 代表的な製品への原料原産地表示

- ・表示方法は、全体の71%が「あらかじめ包材に印刷して表示」であった。続いて「使用した原材料に応じて、包装やシールに逐次印字して表示」が20%。「使用した原材料の原産地に応じて、複数の包材を切り替えて表示」や「(業務用加工食品の場合で)伝票やカタログに記載」はそれぞれ2%。
- ・代表的な製品の原料原産地表示の表記内容として最も多いのは「1つの原産地」であり、64%であった。「複数の産地を重量順」が12%。「又は表示」「大括り表示」「大括りかつ又は

表示」も、それぞれ4・5%であった。

(5) 代表的な製品への原料原産地表示の根拠となる記録

- ・「代表的な製品」の商品仕様書（または「商品規格書」）を作成している事業者は96%。
- ・「製造指示書」等の書類やデータを作成している事業者は89%。
- ・原材料の「入荷の記録」からその原材料の原産地を把握できるか尋ねたところ、「入荷の記録」（伝票など）に原産地が記載されていて把握できるのは38%。最も多いのは「原材料メーカーや仕入先との間で定めた規格・仕様の書類で把握できる」で51%であった。
- ・「製造・加工に関する記録」に原産地を把握できる情報を記載しているのは25%。原材料のロット情報を記載して入荷記録に遡及できるようにする者（39%）や、「原産地はいつも原産地表示の範囲内だから、記載しなくても把握できる」（32%）のほうが多い。

(6) 原料に関わる情報を正確に伝達・表示する工夫

- ・原料に関わる情報を正確に伝達・表示する取組の必要性は、その事業者の表示方法・表記内容等にもよると考えられるが、過半数の事業者が、以下を実施していると回答した。
 - 「「商品仕様書」等の書類やデータにより、原材料の原産地を決定している」
 - 「納入された包材（又は作成したラベルシール等）に印刷された表示内容が製造する予定の製品と合致しているか確認している」
 - 「原材料の仕入れ先等との商談や発注の際に、原材料の原産地を定めている」
 - 「製造指示書等どおりの原産地の原材料を使用して製造が行われているかを製造現場で確認している」
 - 「原材料の原産地や包材を変更する際に、正確な原産地表示を維持するための社内規定や手順を備えている」
- ・そのほかの取組として、産地を固定する、原料メーカーから原材料規格書を入手・更新する、社内で情報共有する、といった回答が寄せられた。

1. 調査の概要

1.1. 目的

- (1) 国内で製造される加工食品におけるトレーサビリティの取組状況について、令和元年度事業で掲げた「推進方策」の各項目に照らして明らかにすること。

参考：令和元年度事業により公表した「推進方策」

(1) 「トレーサビリティ実現のガイドライン」

- ① ロットの大きさ（「原則として1ロットは賞味期限の年月日又は製造年月日とする」）
- ② 記録の保存期間（「少なくとも、製造した商品が市中にある期間は関係書類を保存しておくことを基本の考え方とし、具体的には賞味期限の年月日とその期間とし、それ以上の期間については、製造事業者や販売事業者として、それぞれ個別の案件ごとに関係者と協議の上でプラスアルファの期間を定める」）

（以上、令和元年度事業の報告書から抜粋）

(2) 「HACCPによる衛生管理記録を活用したモデル」（プラスワンのモデル）

- ① 入荷記録において、「いつ、どこから、何を、どれだけ」に加え、製造年月日／賞味期限／消費期限（製造業においては入荷ロット番号）を記載することを提案
- ② 出荷記録において、「いつ、どこへ、何を、どれだけ」に加え、製造年月日／賞味期限／消費期限を記載することを提案
- ③ 製造記録（製品名・製造日が記載される前提）に、使用した原料のロット番号を記載することを提案

（以上、リーフレット「プラスワンのモデル」から要点を抽出）

- (2) 食品表示（特に原料原産地表示）の実施と、その根拠となる記録（具体的には商品仕様書・原料配合表、仕入れ記録、製造記録、販売記録など）の作成・保存や、原料に関わる情報を正確に伝達・表示する工夫の実態を明らかにし、「実践的食品表示モデル」の検討や普及啓発に資する資料とすること。

1.2. 調査の方法と時期

調査票を用いた自記式のアンケート調査である。

調査票は、2021年6月8日から9日にかけて郵便で対象事業者に送付された。回答の返信期限は6月30日とした。なお前年度までに作成されたリーフレットを同封した。

調査票は別添のとおり。

回答者が調査票（紙媒体）へ記入し郵便で返送するか、または同一内容の調査票ファイルをwebサイトから入手して入力し電子メール添付ファイルで送信することにより、回答が回収された。

1.3. 調査対象

食品表示基準における「加工食品」を製造する事業者計2000社を依頼先（調査票の郵送先）とした。

具体的には、株式会社東京商工リサーチの事業者データベースより、標準産業分類の中分類「09 食料品製造業」（ただし製品が加工食品でない細分類「部分肉・冷凍肉製造業」「冷凍水産物製造業」「精米・精麦業」を除く）と小分類「101 清涼飲料製造業」「102 酒類製造業」「103 茶・コーヒー製造業」に相当する業種分類の事業者から抽出した。

データベースにおいて従業員規模 6 名以上の事業者を対象にすることとした。従業員規模を 6～10 人、11～30 人、21～50 人、51～100 人、101～300 人、301 人以上の 6 つの階層に区分したうえで、経済センサス（平成 28 年）の各階層の常用雇用者数に比例した回収数が得られるよう、過去の調査における階層規模別の回収率も考慮し、各階層別の対象数を割り当てた。

なおこの抽出の過程で、製造小売の業種であると思われた事業者は、調査対象から外した。

1.4. 質問項目

1.1 で述べた目的に対応して、質問項目を図表 1-1 のように設定した。

図表 1-1 質問項目

大項目	項目	回答形式
事業者属性	★1 規模（常用雇用者数）	択一
	★2 一般用加工食品と業務用加工食品、どちらが主か	択一
	★3(1) 代表的な製品	記述
	★3(2) その製品は自社ブランドか OEM か	選択
	★3(3) その製品の主な原材料	記述
	★4 ★3の原材料の(1)仕入れ先業種、(2)仕入れの数	択一
	★5 ★3の製品が年間通じて製造か	択一
トレーサビリティ	問 1-1 原料の入荷記録における原料の製造ロットを特定できる情報の有無、記録方法	複数選択
	問 1-2 製造ロットの定義	複数選択
	問 1-3 製造記録の形態、有無	複数選択
	問 1-4 製造記録に、使用した原料のロットを特定できる情報の有無	択一
	問 1-5 出荷記録における、製造ロットを特定できる情報の有無	択一
	問 1-6 記録の保存期間の設定理由	複数選択
	問 1-7 全製品に対するトレーサビリティ導入の割合	記述
原料原産地表示（会社全体）	問 2-1 各制度の義務の対象となる商品の製造・販売の有無（米トレ法、酒税法、22 食品群と個別 4 品目、新しい原料原産地表示制度など）	それぞれで 択一
	問 2-2（問 2-1 で新しい原料原産地表示制度が yes の場合）表示の実施または準備の状況	択一
	問 2-3 「又は表示」・「大括り表示」をしている商品の有無	択一
原料原産地表示と根拠記録（代表的製品）	問 3-1 ★3の製品への原料原産地表示の有無	択一
	問 3-2 原料原産地表示の方法	択一
	問 3-3 原産地の標記内容（1つ、複数を重量順、又は、大括り等）	択一
	問 3-4 他の製品で同じ原材料で原産地が異なるものの使用の有無	択一
	問 3-5 「入荷の記録」から原産地を把握できるか	択一
	問 3-6 製造記録への原産地の記載	択一
原料に関わる情報を正確に伝達・表示する工夫	問 4-1(1)商品仕様書の利用、(2) 製造指示書の利用	択一
	問 4-2 原料原産地を正確に伝達・表示するための取組	複数選択
	問 4-3 問 4-2 の選択肢以外の取組	記述
食品表示制度に関わる情報収集	問 5-1 食品表示制度に関する法令等（食品表示基準等）について、改正等の状況を定期的に情報収集しているか。	複数選択

1.5. 配布数、有効回収数

調査票の配布数と回収数は表 1-2 のとおり。

なお、従業員数 5 名以下の事業者を名簿から省いたものの、調査票によって実際に回答された従業員規模が「5 名以下」となる回答があった。この場合にも集計対象に含めた。

図表 1-2 調査票の配布数、有効回収数

事業者規模 区分	調査票 配布数	事業者規模 区分	回収数	回収数 /配布数	回収数の規模 別構成比	参考：常用雇 用者数構成比
総計	2000	総数	813	40.7%	100.0%	100.0%
-		0~5人	17		2.1%	1.3%
6-10人	210	6-20人	151	28.5%	18.6%	8.7%
11-20人	380	21-50人	181	34.8%	22.3%	12.3%
21-50人	520	51-100人	130	45.5%	16.0%	11.2%
51-100人	286	101-300人	152	49.8%	18.7%	19.7%
101-300人	305	301-人	182	60.9%	22.4%	46.8%
301-人	299					

1.6 回答事業者の属性

以下、回答事業者の属性を、事業者規模別に確認する。

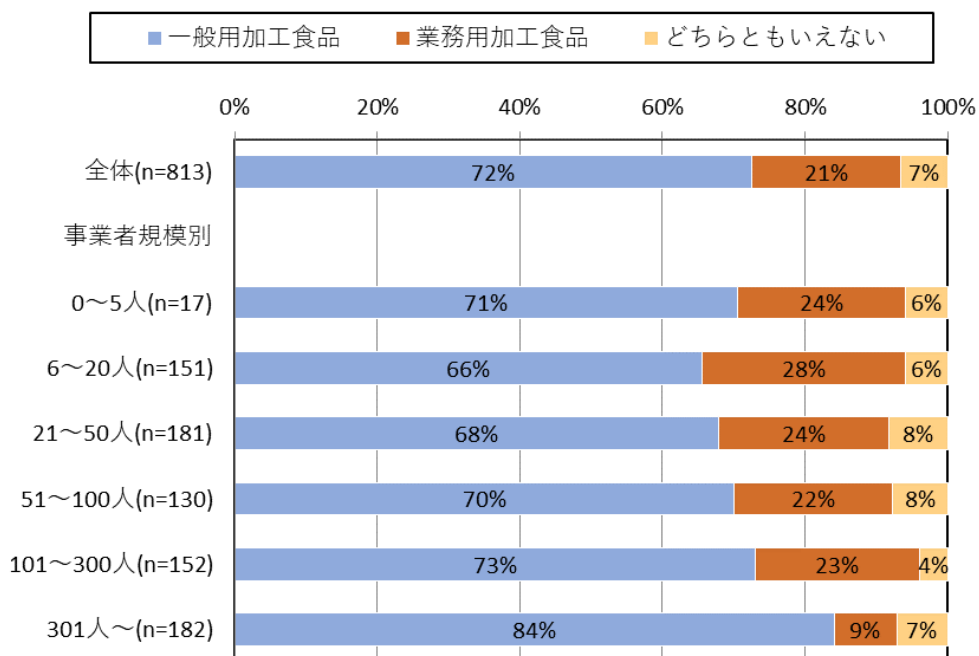
1.6.1 「一般用加工食品」「業務用加工食品」のどちらが多いか

★2 貴社が製造している加工食品（食品表示基準において加工食品に該当する製品に限ります。以下同じ）は「一般用加工食品」「業務用加工食品」のどちらが多いですか。（最も当てはまるもの1つを選択）

「一般用加工食品」が多いとの回答は72%、「業務用加工食品」は21%であった。

中小規模の事業者においても、「一般用加工食品」のほうが多いとの回答のほうが多いが、業務用加工食品が多いとする事業者も22-28%であった。

図表 1-3 回答事業者の構成：一般用加工食品と業務用加工食品のどちらが多いか



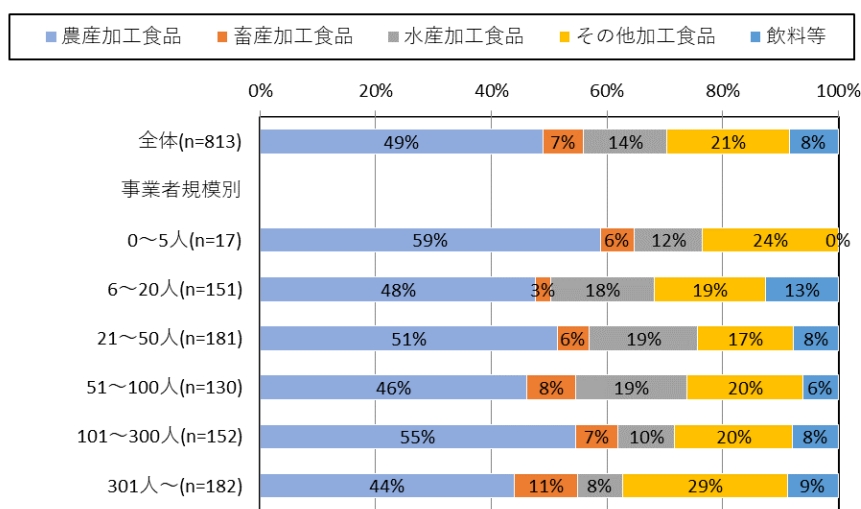
1.6.2 「代表的な製品」のカテゴリ

★3 貴社が製造している加工食品のうち、最も代表的な製品1つ及びその製品の主な原材料（重量割合1位のもの）を記入してください。

「代表的な製品」としてテキストで回答された製品名をもとに、食品表示基準の別表1の区分で分類したうえで、「農産加工食品」など5つのカテゴリに整理した。

農産加工食品が最も多く49%であった。

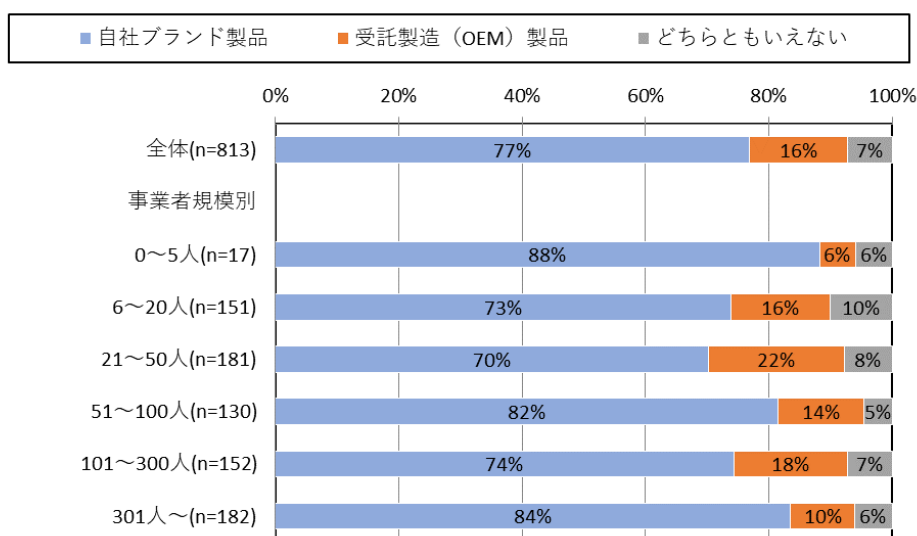
図表 1-4 回答事業者の構成：「代表的な製品」のカテゴリ別



その製品は自社ブランドの製品ですか。（最も当てはまるもの1つを選択）

「代表的な製品」は自社ブランド製品である者が77%と多いが、受託製造が多い者も16%ある。

図表 1-5 回答事業者の構成：「最も代表的な製品」が自社ブランド製品かOEM製品かの別

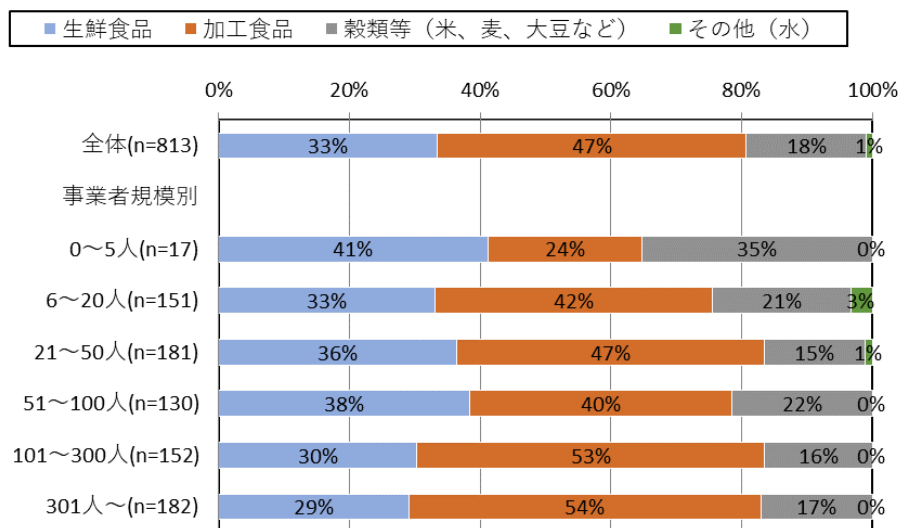


1.6.3 「代表的な製品」の主な原材料（重量割合 1 位のもの）のカテゴリ

生鮮食品（米、麦、大豆などの穀類等を除く）を重量割合 1 位の原材料とするのが 33%。

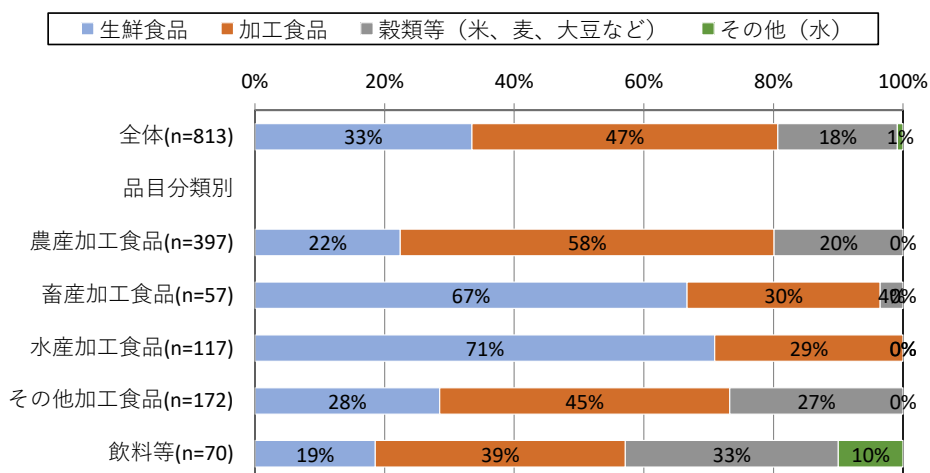
加工食品を重量割合 1 位の原材料とするものが 47%。米、麦、大豆等は、食品表示基準においては「生鮮食品」であるが、生鮮の野菜・果実と比べて安定的に供給されるため、生鮮食品とは別に集計しており、18%であった。「その他」は水を原材料としてミネラルウォーターを製造するものである。

図表 1-6 回答事業者の構成：「最も代表的な製品」の主な原材料のカテゴリ別



「代表的な製品」の品目分類別に主な原材料の区分をみると、農産加工食品の 58%は加工食品（小麦粉・砂糖などが含まれる）を主な原材料としている。穀類（米、麦、大豆など）を原材料とするものは 20%である。生鮮の野菜・果実などの生鮮食品（穀類を除く）を原材料とするものは 22%に留まる。「その他加工食品」も類似した傾向がある。畜産加工食品と水産加工食品は、それぞれ 67%と 71%が生鮮食品を主な原材料としている。

図表 1-7 回答事業者の構成：「最も代表的な製品」の品目分類別・主な原材料のカテゴリ別



「代表的な製品」の製品分類（食品表示基準の別表1の区分）ごとに、主な原材料が生鮮食品か加工食品かを分析した。

813社の回答のうち、原材料を生鮮食品（穀類等を除く）とするのは272社（約33%）。

農産加工食品に関しては、「04.野菜加工品」「05.果実加工品」で生鮮食品が多い。このうち「04.野菜加工品」の内訳は、漬物・乾燥野菜・カット野菜と、比較的早くから原料原産地表示の義務があった食品が多い。「06.茶、コーヒー及びココアの調整品」には、茶葉を仕入れて荒茶等に加工する事業者が含まれている。「25.飲料等」には、生鮮果実を原材料とするジュースやワインが含まれる。

図表 1-8 回答事業者の構成：「代表的な製品」の品目分類別・主な原材料のカテゴリ別

製品分類	原材料の分類	総計	生鮮食品	加工食品	穀類等	その他
			(穀類等を除く)		(米、麦、大豆など)	(水)
総計		813	272	384	150	7
農産	02.粉類	23	1	7	15	
	03.でん粉	4		3	1	
	04.野菜加工品	53	47	6		
	05.果実加工品	8	7	1		
	06.茶、コーヒー及びココアの調整品	43	15	25	3	
	07.香辛料	2	1	1		
	08.めん・パン類	69	1	67	1	
	09.穀類加工品	14		6	8	
	10.菓子類	133	14	99	20	
	11.豆類の調整品	32		3	29	
	12.砂糖類	10	1	9		
	13.その他の農産加工食品	6	2	2	2	
	畜産	14.食肉製品	21	20	1	
15.酪農製品		31	13	16	2	
16.加工卵製品		2	2			
17.その他の畜産加工食品		3	3			
水産	18.加工魚介類	92	67	25		
	19.加工海藻類	24	15	9		
	20.その他の水産加工食品	1	1			
その他	21.調味料及びスープ	77	4	47	26	
	22.食用油脂	11	4	4	3	
	23.調理食品	69	39	14	16	
	24.その他の加工食品	15	2	12	1	
飲料等	25.飲料等	70	13	27	23	7

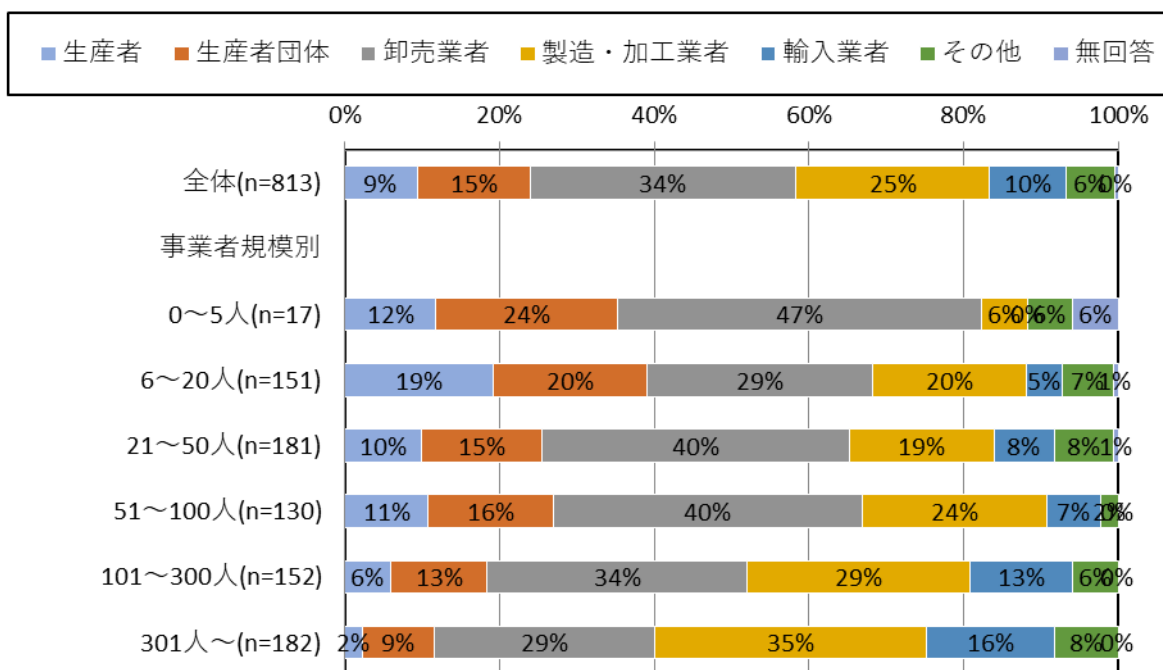
1.6.4 「主な原材料」の仕入先の業種

★4 ★3で回答した「主な原材料」の仕入についてお尋ねします。
 (1) 主な仕入先の業種として、最も当てはまるものを1つ選択してください。

卸売業者からの調達が多く 34%。次いで製造・加工業者 25%、生産者団体 15%、輸入魚巢は 10%、生産者 9%であった。

規模の小さい事業者ほど、生産者や生産者団体からの仕入れが比較的多い。

図表 1-9 回答事業者の構成：「主な原材料」の仕入先別



注) その他(6%)は 60 件あり、その内訳は以下のとおり。

- ・政府からの小麦の調達 12 件
- ・原材料を自社製造 11 件
- ・本社ないしグループ会社 7 件
- ・同業者組合 8 件
- ・原材料を自社生産（一次生産） 4 件
- ・製造委託元から支給 3 件

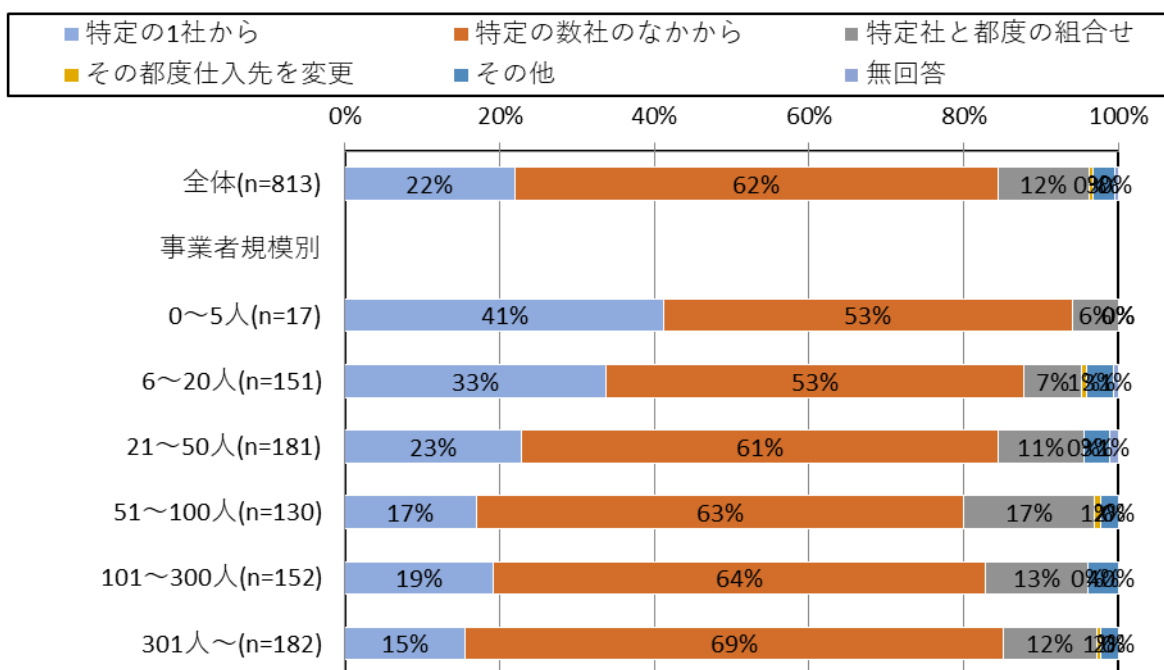
1.6.5 「主な原材料」の仕入先の業種

(2) 仕入先の事業者は、どの程度変動しますか。(最も当てはまるもの1つを選択)

「特定の数社のなかから」が最も多く 62%。「特定の1社」は 22%、「特定社と都度の組み合わせ」は 12%であった。

「その他」は 3%あり、その内訳は、「自社生産・自社製造」が 9 件、「いつも特定の生産者（複数）から」が 6 件（茶葉を仕入れて荒茶や製茶を生産するなど）、「製造委託元から支給」が 3 件であった。

図表 1-10 回答事業者の構成：「主な原材料」の仕入先別

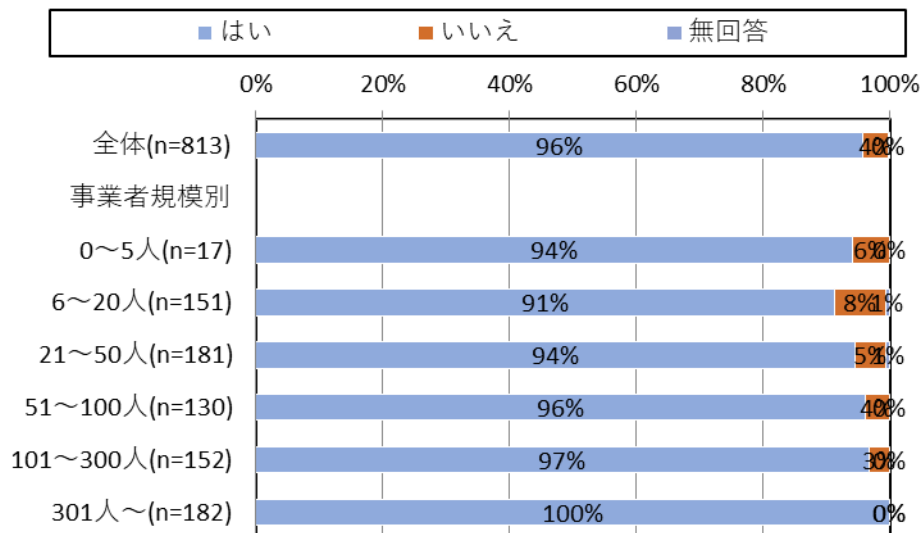


1.6.6 「代表的な製品」を年間を通して製造しているか

★5 ★3で回答した「代表的な製品」についてお尋ねします。
貴社ではこの製品を、年間を通して製造していますか。

ほとんどが周年の製造であるが、季節によるものが4%ある。具体的には生鮮品を原材料とする製品、清酒などである。

図表 1-11 代表的な製品を年間を通して製造しているか



2. 食品トレーサビリティの取組

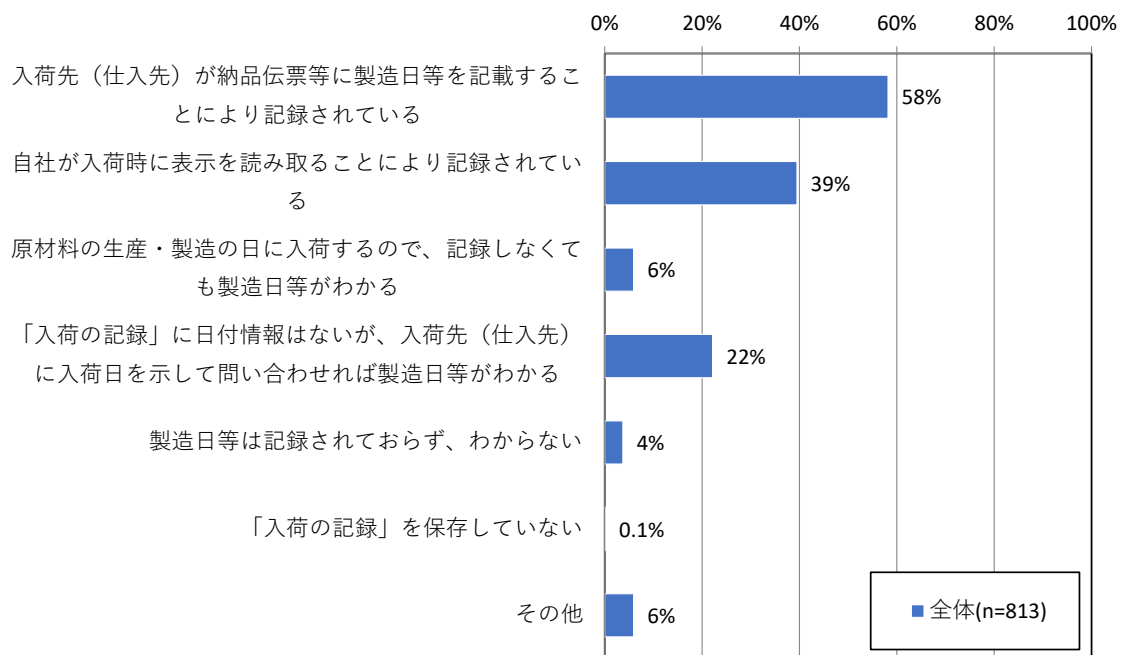
2.1 原材料の入荷記録における原料の製造日等を特定できる情報

問1-1 主な原材料の「入荷の記録」（入荷日、入荷先事業者名、品名、数量がわかる記録。紙の伝票でも電子データでも構いません）には、原材料の製造日等（原材料の生産・製造の時点がわかる情報。賞味期限日、消費期限日、凍結日などを含みます。原材料が生鮮食品の場合は、収穫日、包装・函詰め日など）が記録されていますか。（当てはまるものすべてを選択）

- ・「入荷先（仕入先）が納品伝票等に製造日等を記載することにより記録されている」が最も多く58%。続いて「自社が入荷時に表示を読み取ることにより記録されている」が39%。
- ・「製造日等は記録されておらず、わからない」は4%と少ない。
- ・小規模な事業者は、自社が入荷時に記録する者の割合が小さく、「問い合わせればわかる」が多い傾向がある。
- ・「その他」のうち、設問の趣旨に対応する回答は50件あり、その主な内訳は以下のとおり。

・使用時に原料の製造日等を記録	5件
・（米・大豆など農産物で）収穫年を把握	5件
・原材料の箱や容器に表示あり（記録はない）	5件
・原材料を自社製造するので該当しない	5件
・入荷日を記録している	4件
・（製造日ではなく）製造ロットを記録	3件
・（輸入農産物で）船への積込日を把握	2件
- ・なお「入荷の記録」を保存していない事業者は0.1%（1社）のみであった。

図表 2-1 原材料の入荷記録における原材料の製造日等を特定できる情報（複数回答可）



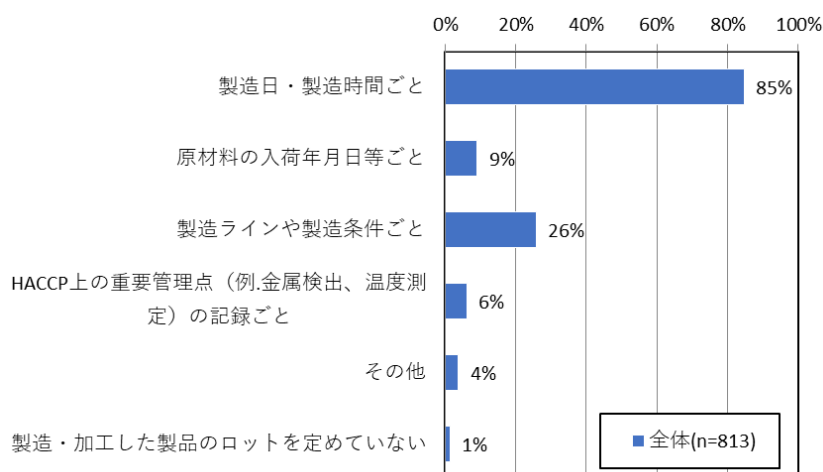
	事業者数	入荷先（仕入先）が納品伝票等に製造日等を記載することにより記録されている	自社が入荷時に表示を読み取ることにより記録されている	原材料の生産・製造の日に入荷するので、記録しなくても製造日等がわかる	「入荷の記録」に日付情報はないが、入荷先（仕入先）に入荷日を示して問い合わせれば製造日等がわかる	製造日等は記録されておらず、わからない	「入荷の記録」を保存していない	その他
全体	813	58%	39%	6%	22%	4%	0.1%	6%
事業者規模別								
0～5人	17	53%	29%	6%	18%	0%	0%	0%
6～20人	151	52%	24%	14%	32%	3%	1%	5%
21～50人	181	58%	40%	6%	21%	4%	0%	3%
51～100人	130	49%	41%	5%	25%	6%	0%	7%
101～300人	152	64%	44%	3%	16%	3%	0%	6%
301人～	182	65%	48%	2%	18%	3%	0%	9%

2.2 製造ロットの定義

問1-2 製造・加工した製品を、どのような条件で1つのロットにしていますか（当てはまるものすべてを選択）。

- ・「製造日・製造時間ごと」が84%と最も多い。次いで「製造ラインや製造条件ごと」が26%。
- ・「製造・加工した製品のロットを定めていない」のは1%のみであった。
- ・規模が小さい事業者ほど、「製造日・製造時間ごと」が比較的少なく、「原材料の入荷年月日等ごと」が多い傾向がある。地域の一次産品を原材料とし、ほかの原材料を使わない製品の製造業者が含まれている。
- ・その他の内訳としては、製造バッチごと・調合バッチごと（5件）、タンクごと（4件）、包装日・充填日ごと（3件）、原料の品質や仕入れ価格（3件）、原材料のロットごと（2件）といった回答がみられた。

図表 2-2 製造ロットの定義（複数回答可）



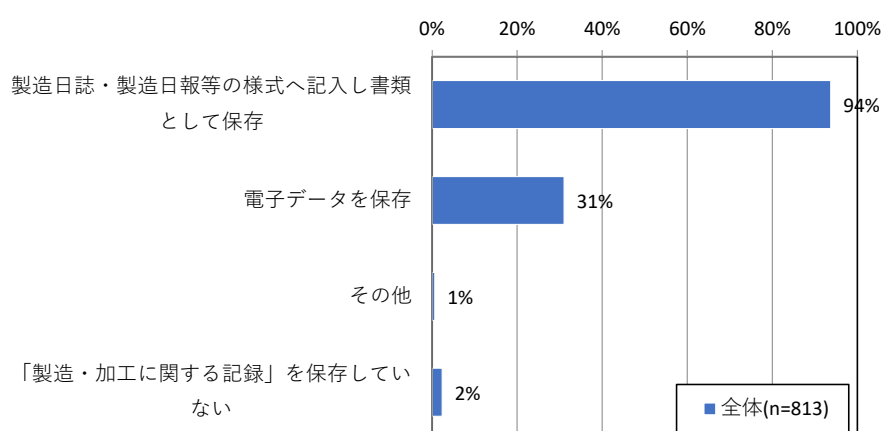
	事業者数	製造日・製造時間ごと	原材料の入荷年月日等ごと	製造ラインや製造条件ごと	HACCP上の重要管理点（例.金属検出、温度測定）の記録ごと	その他	製造・加工した製品のロットを定めていない
全体	813	85%	9%	26%	6%	4%	1%
事業者規模別							
0～5人	17	76%	18%	24%	0%	0%	0%
6～20人	151	79%	13%	22%	6%	4%	4%
21～50人	181	82%	13%	29%	9%	4%	2%
51～100人	130	82%	8%	18%	5%	4%	1%
101～300人	152	88%	5%	24%	7%	5%	1%
301人～	182	92%	5%	34%	4%	3%	0%

2.3 製造記録の有無・形態

問1-3 製品を製造・加工したときの「製造・加工に関する記録」（使用した原材料の記録やHACCPのモニタリングなど衛生管理の記録など）をどのように残していますか（当てはまるものすべてを選択）。

- ・「製造日誌・製造日報等の様式へ記入し書類として保存」が94%と最も多く、「電子データを保存」は31%。
- ・規模の大きな事業者ほど、「電子データを保存」が多い。ただし「記入し書類として保存」も97%と多い。電子化が進められている事業者でも、製造段階においては紙の書類が併用されていることがうかがわれる。

図表 2-3 製造記録の有無・形態（複数回答可）



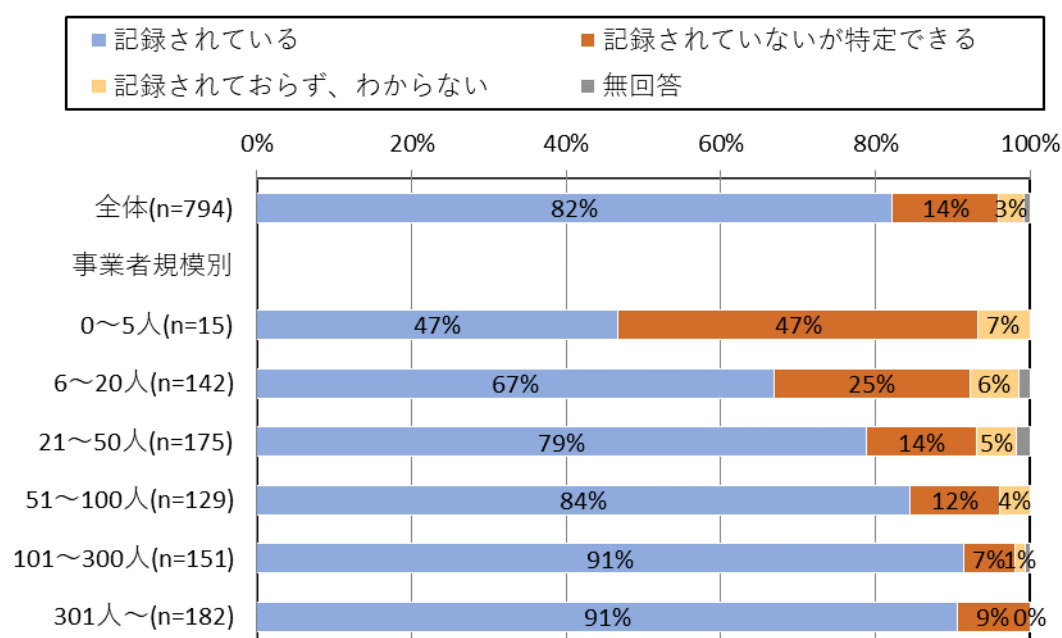
	事業者数	製造日誌・製造日報等の様式へ記入し書類として保存	電子データを保存	その他	「製造・加工に関する記録」を保存していない
全体	813	94%	31%	1%	2%
事業者規模別					
0～5人	17	82%	6%	0%	12%
6～20人	151	89%	15%	1%	6%
21～50人	181	92%	22%	0%	3%
51～100人	130	95%	28%	2%	1%
101～300人	152	97%	34%	1%	1%
301人～	182	97%	55%	0%	0%

2.4 製造記録における、使用した原材料のロットを特定できる情報の有無

問1-4 「製造・加工に関する記録」には、製造ロットに使用された原材料の入荷ロットを特定できる情報が記録されていますか（中間品ロットを介して入荷ロットを特定できる場合も含みます）。（当てはまるもの1つを選択）

- ・82%の事業者で、代表的な製品の製造ロットと入荷ロットの対応関係が記録されている。
- ・「記録されていないが特定できる」との回答も14%あり、規模の小さい事業者に比較的多い。
- ・「記録されておらず、わからない」は3%（これとは別に、問1-3において製造・加工に関する記録を保存していない事業者が2%）。

図表 2-4 製造記録における、使用した原材料のロットを特定できる情報の有無



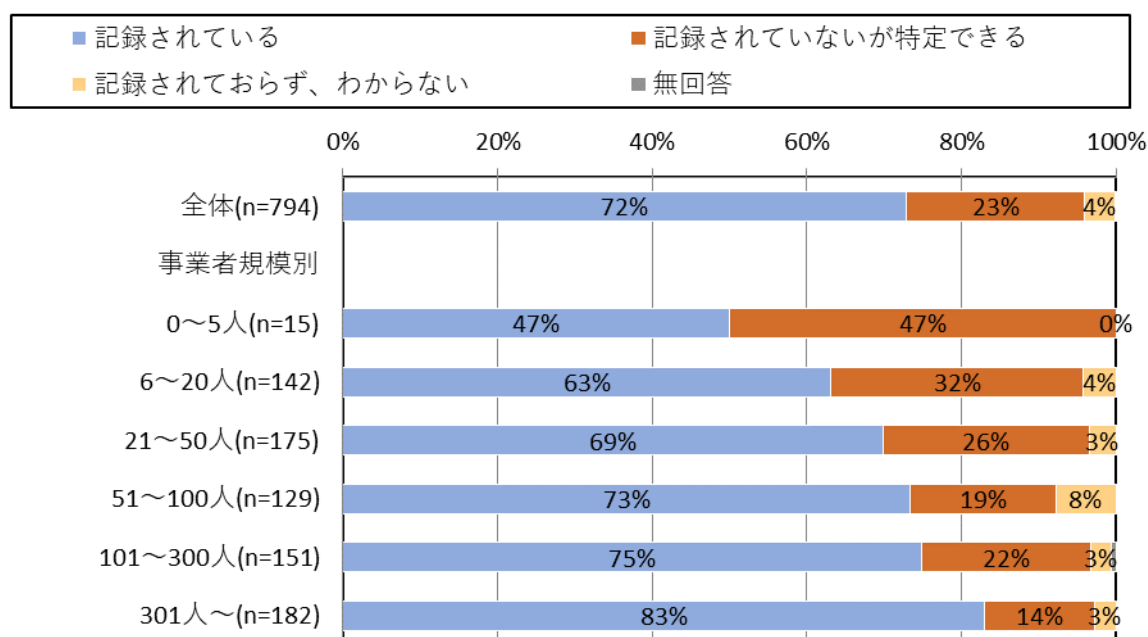
※問1-3で「4.製造・加工に関する記録を保存していない」と回答した事業者を除く。以下問1-7まで同じ。

2.5 出荷記録における、製造ロットを特定できる情報の有無

問1-5 製品の「出荷の記録」（出荷日、出荷先事業者名、品名、数量がわかる記録）には、製造ロットを特定できる情報が記録されていますか。（当てはまるもの1つを選択）

- ・72%の事業者で、代表的な製品の「出荷の記録」に製造ロットを特定できる情報が記録されている。「記録されていないが特定できる」は23%。出荷の記録に対応する製造ロットがわからないのは、残りの4%である（これとは別に、問1-3において製造・加工に関する記録を保存していない事業者が2%である）。

図表 2-5 出荷記録における、製造ロットを特定できる情報の有無

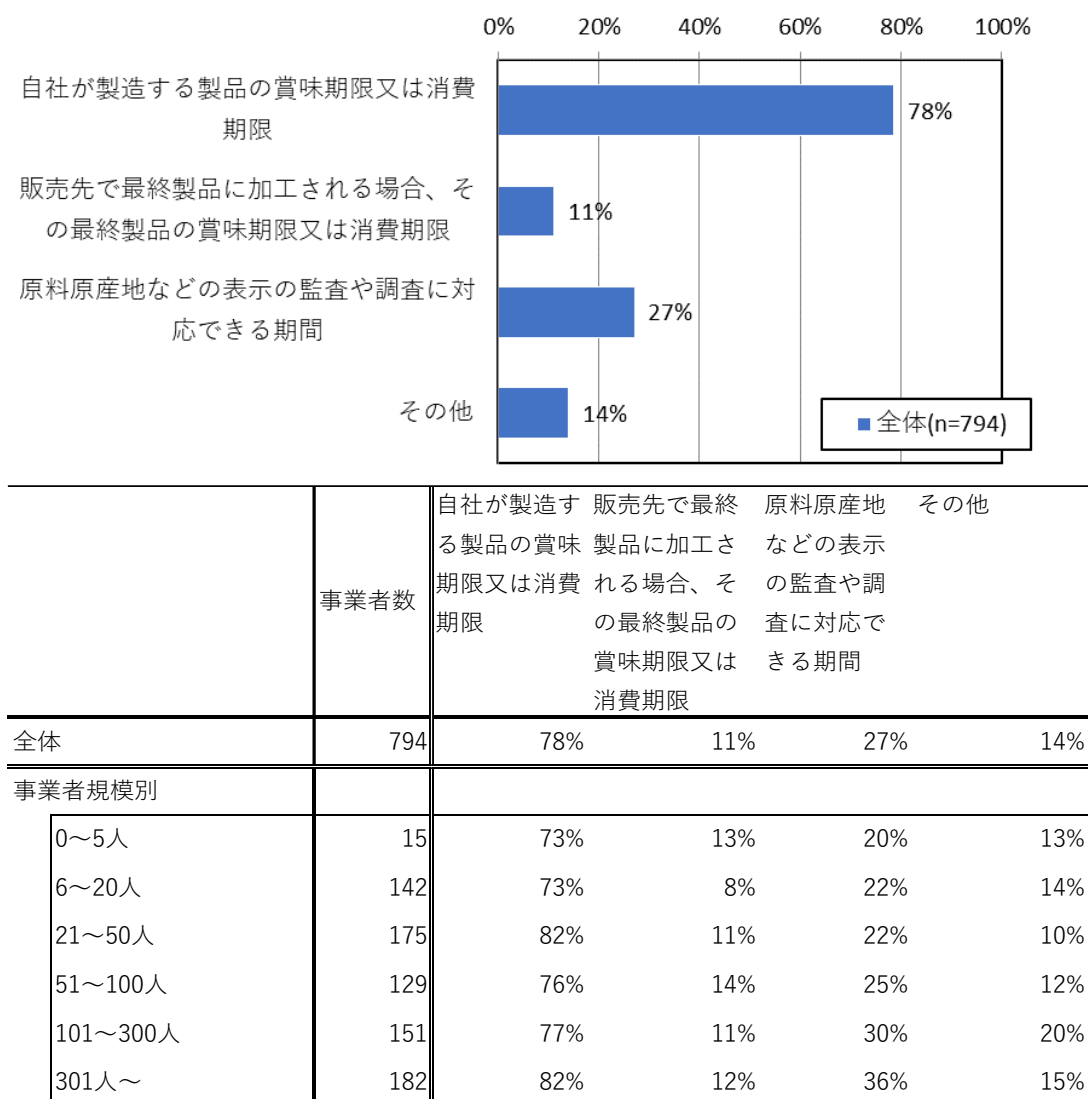


2.6 記録の保存期間の設定における考慮事項

問1-6 トレーサビリティのために重要な記録（「入荷の記録」「製造・加工に関する記録」「出荷の記録」）の保存期間は、以下のことを考慮して設定されていますか。（当てはまるものすべてを選択）

- ・記録の保存期間について、「自社が製造する製品の賞味期限又は消費期限」との回答は78%であったが、「原料原産地などの表示の監査や調査に対応できる期間」は27%と比較的少ない。
- ・「その他」は14%あり、111件の回答があった。「1カ月」「1年」「3年」「5年」など、必ずしも設定理由に関わらず期間を回答するのが約60件。「社内規定による」とするものが約10件。税法、酒税法、米トレーサビリティ法など、法令に準じて定めているものが約10件。そのほか、認証規格のさだめによるものが7件、無制限（電子データ）とするもの6件、保存期間の設定なし4件等であった。

図表 2-6 記録の保存期間の設定における考慮事項



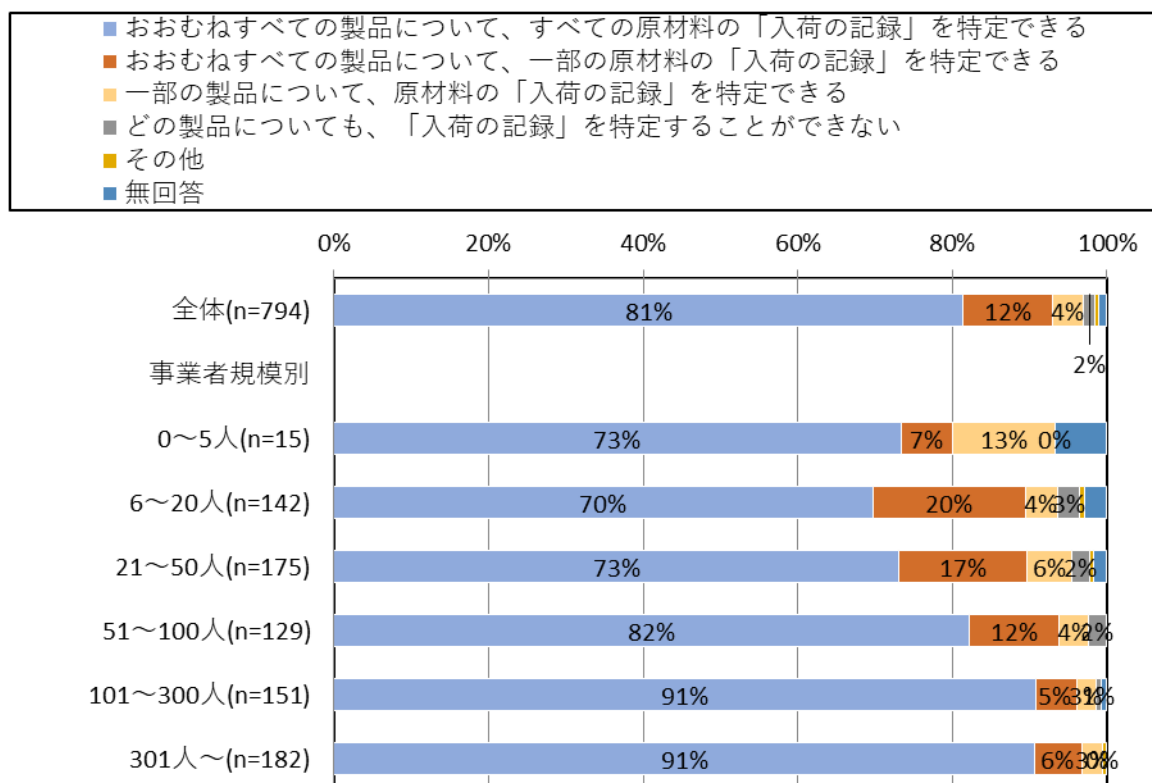
2.7 製造する製品全体のうち、製造ロットから入荷記録を特定できる割合

★3で回答した製品だけでなく、貴社が製造する全製品についてお尋ねします。

問1-7 製造した製品に表示された情報（品名、消費期限・賞味期限、製造ロット番号など）から、その製品に使用された原材料の「入荷の記録」を特定することはできますか。（最も当てはまるもの1つを選択）

- ・81%の事業者が「おおむねすべての製品について、すべての原材料の「入荷の記録」を特定できる」と回答した。
- ・「おおむねすべての製品について、一部の原材料の「入荷の記録」を特定できる」は12%。
- ・「どの製品についても、「入荷の記録」を特定することができない」は1%のみ。

図表 2-7 製造する製品全体のうち、製造ロットから入荷記録を特定できる割合



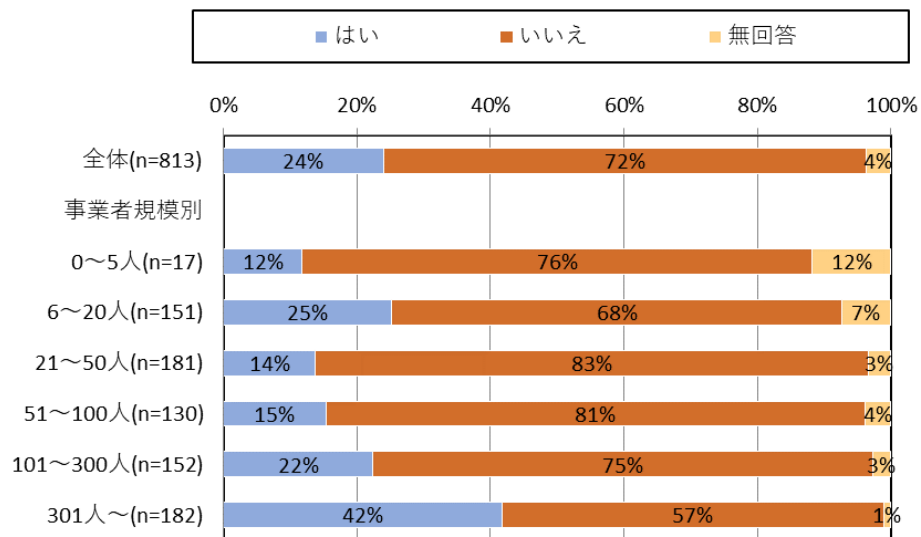
3 原料原産地表示（会社全体の状況）

3.1 各制度の義務の対象となる商品の製造・販売の有無

問2-1 貴社では、以下の商品の製造・販売を行っていますか。
(1) 米トレーサビリティ法による米の産地情報伝達義務の対象品目（米加工品など）

- ・24%の食品製造業者が米トレーサビリティ法による米の産地情報伝達義務の対象品目を扱っている。

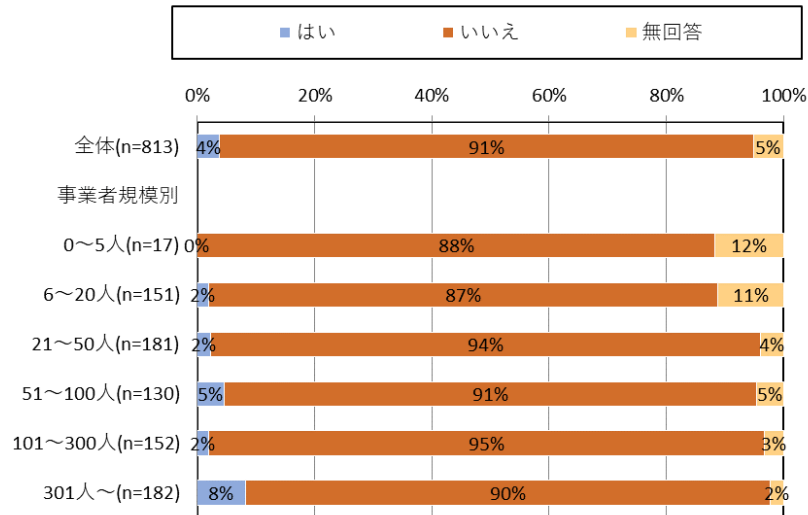
図表 3-1 米トレーサビリティ法による米の産地情報伝達義務の対象品目の取り扱いの有無



問2-1 貴社では、以下の商品の製造・販売を行っていますか。
 (2) 酒税法に基づく「果実酒等の製法品質表示基準」の対象品目（ワインなど）

・酒税法に基づく「果実酒等の製法品質表示基準」の対象品目を扱っているのは4%。

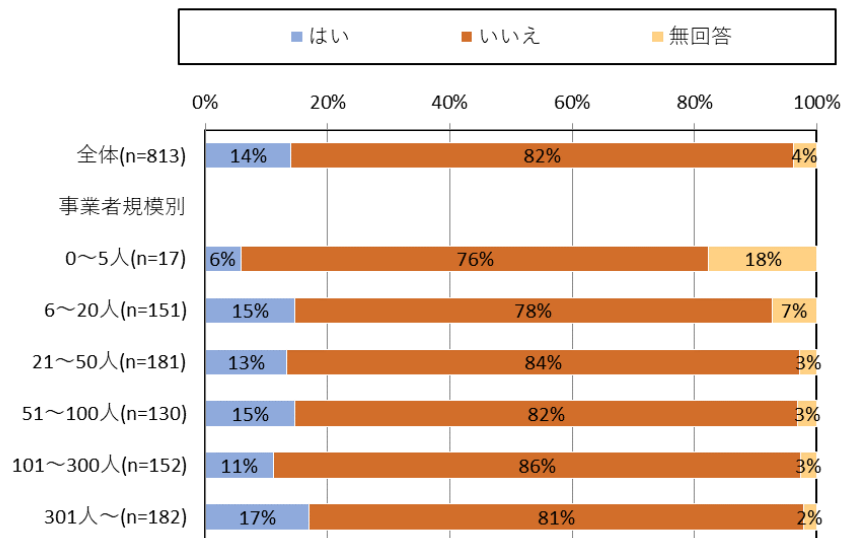
図表 3-2 酒税法に基づく「果実酒等の製法品質表示基準」の対象品目の取り扱いの有無



問2-1 貴社では、以下の商品の製造・販売を行っていますか。
 (3) 食品表示基準における「生鮮食品」に該当し、原産地表示の義務がある食品

・原産地表示の義務がある生鮮食品に該当する商品を扱っているのは14%。

図表 3-3 「生鮮食品」に該当し、原産地表示の義務がある食品の取り扱いの有無

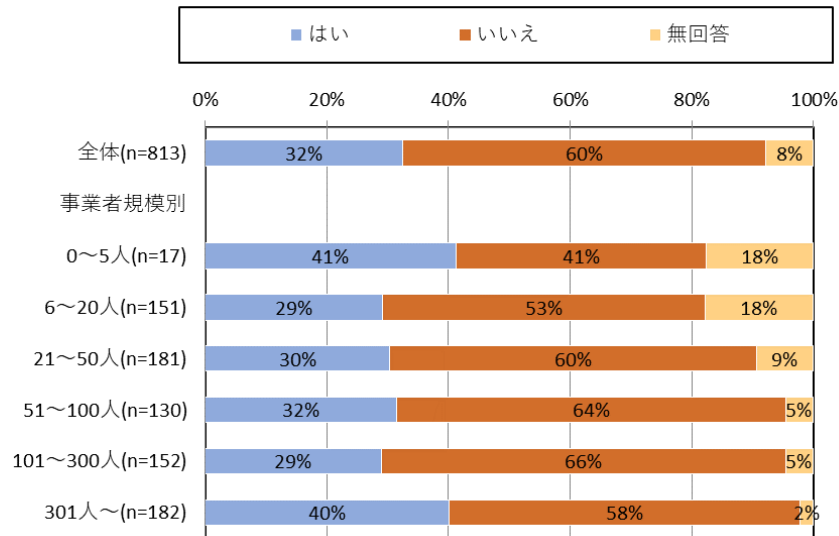


問2-1 貴社では、以下の商品の製造・販売を行っていますか。

(4) 食品表示基準の別表 15 の 1~5 に定める加工食品 (22 食品群と個別 4 品目)

- ・食品表示基準の別表 15 の 1~5 に定める加工食品を製造・販売している事業者は 32%。
- ・なお無回答は「別表 15 の 1~5」の意味が分かりづらかった場合と思われる。

図表 3-4 食品表示基準の別表 15 の 1~5 に定める加工食品の取り扱いの有無

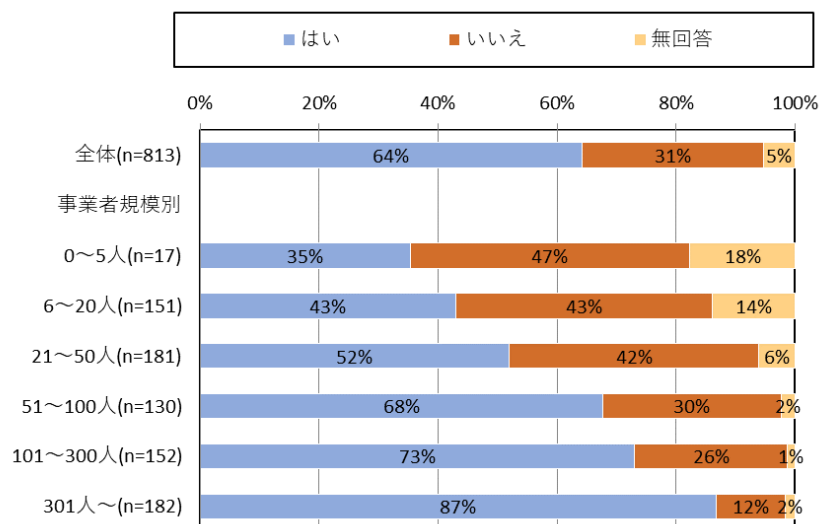


問2-1 貴社では、以下の商品の製造・販売を行っていますか。

(5) 食品表示基準の平成 29 年 9 月の改正により新たに原料原産地表示義務の対象となった加工食品

- ・食品表示基準の平成 29 年 9 月の改正により新たに原料原産地表示義務の対象となった加工食品を扱う事業者は 64%。規模の大きいほど、該当する者の割合が多い。

図表 3-5 新たに原料原産地表示義務の対象となった加工食品の取り扱いの有無

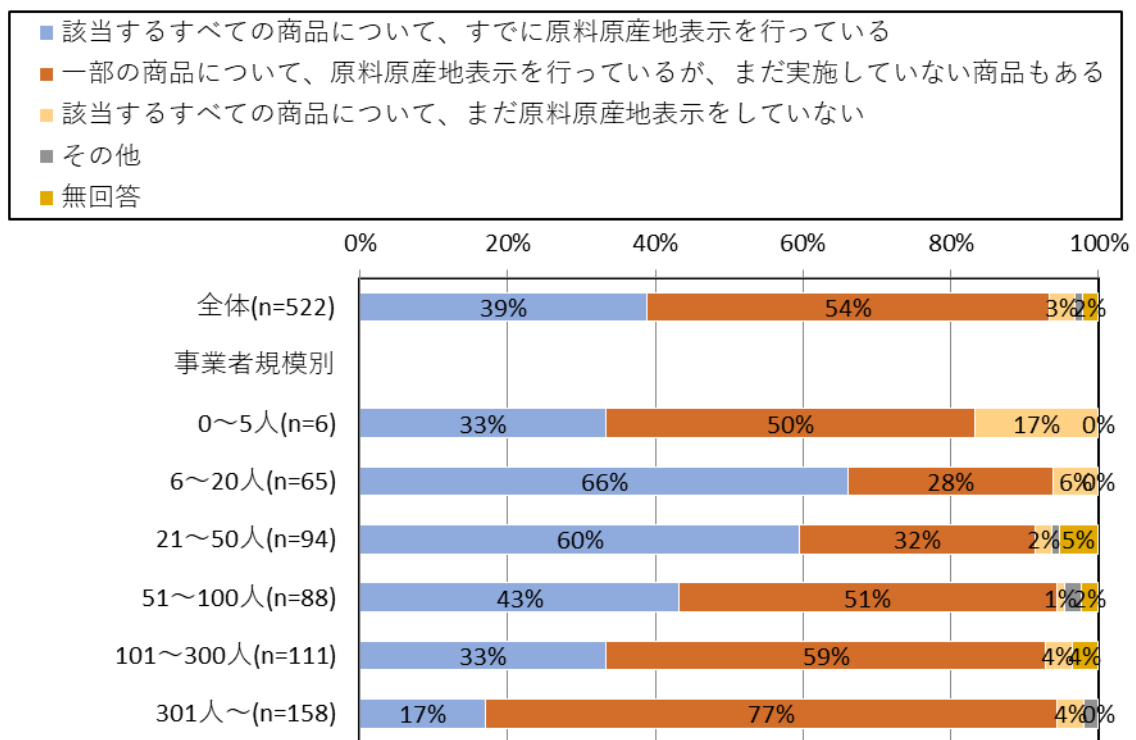


3.2 新たな原料原産地表示義務の実施または準備の状況

問2-2 問2-1(5)で「はい」を選択した方にお尋ねします。
 新たに原料原産地表示義務の対象となった加工食品について、貴社の商品の表示の状況として、当てはまるもの1つを選択してください。

- ・新たに原料原産地表示義務の対象となった加工食品について、「該当するすべての商品について、すでに原料原産地表示を行っている」事業者は 39%。「一部の商品について、原料原産地表示を行っているが、まだ実施していない商品もある」が最も多く 54%。「該当するすべての商品について、まだ原料原産地表示をしていない」は 3%。
- ・その他（2%）の内訳は、「切替中」との回答が 3 件、「業務用加工食品につき商品規格書で対応」との回答が 2 件見られた。

図表 3-6 新たな原料原産地表示義務の実施または準備の状況



注) 問2-2(5)で「はい」(新たに原料原産地表示義務の対象となった加工食品を扱っている)と回答した事業者 522 社を 100%とする割合。

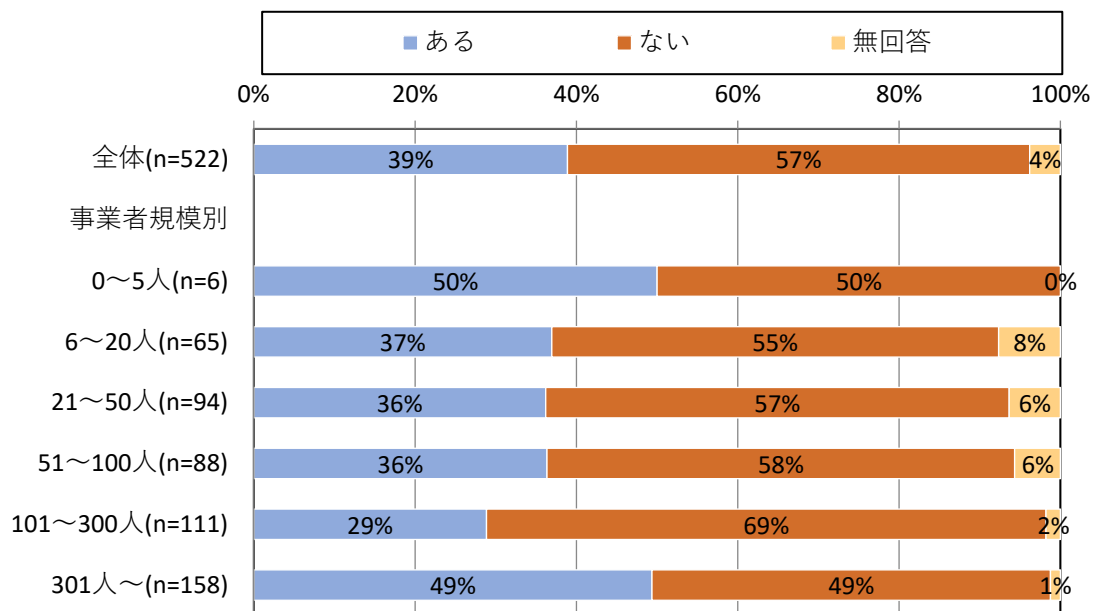
3.3 「又は表示」・「大括り表示」をしている商品の有無

問2-3 新たに原料原産地表示義務の対象となった加工食品について、以下の方法で原料原産地表示を行っている（または行う予定の）商品がありますか。

(1) 又は表示（例：「A国又はB国」）

- ・新たに原料原産地表示義務の対象となった加工食品を扱う事業者のうち、39%が「又は表示」を行っている（または行う予定）と回答した。なお、この回答のなかには「〇〇県又は〇〇県」といった国内の複数産地名での「又は表示」も含まれていると考えられる。

図 3-7 「又は表示」・「大括り表示」をしている商品の有無

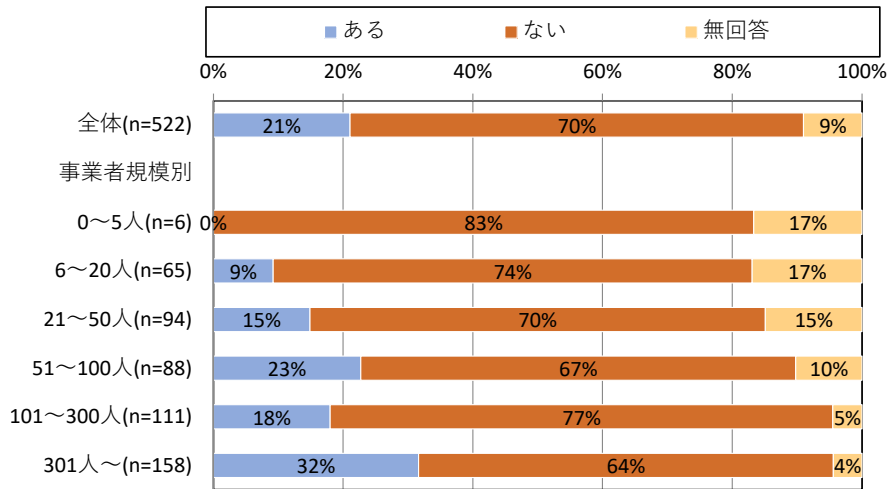


注) 問2-2(5)で「はい」と回答した事業者 522社を 100%とする割合。以下図表 3-9 まで同じ。

問2-3 新たに原料原産地表示義務の対象となった加工食品について、以下の方法で原料原産地表示を行っている（または行う予定の）商品がありますか。
 (2) 大括り表示（例：「輸入」）

- 新たに原料原産地表示義務の対象となった加工食品を扱う事業者のうち、21%が「大括り表示」を行っている（または行う予定）と回答した。

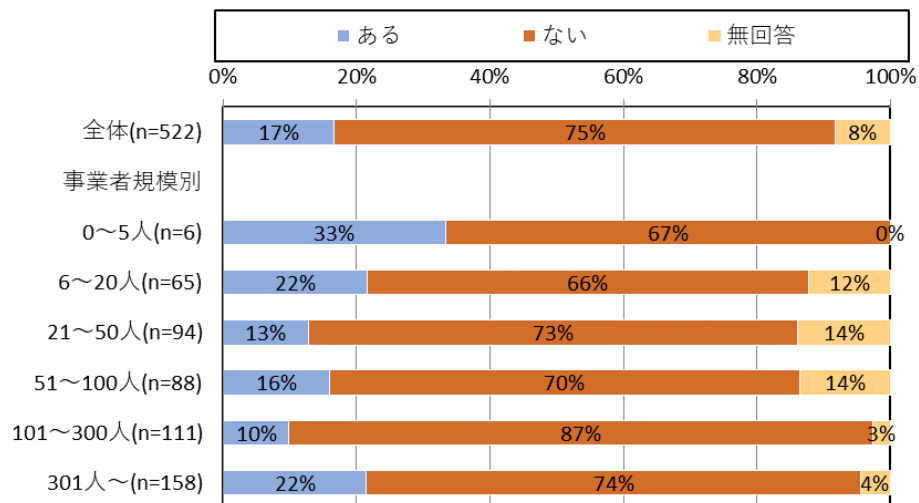
図表 3-8 大括り表示をしている商品の有無



(3) 大括り表示+又は表示（例：「輸入又は国産」）

- 新たに原料原産地表示義務の対象となった加工食品を扱う事業者のうち、17%が「大括り表示+又は表示」を行っている（または行う予定）と回答した。

図表 3-9 大括り表示+又は表示（例：「輸入又は国産」）をしている商品の有無



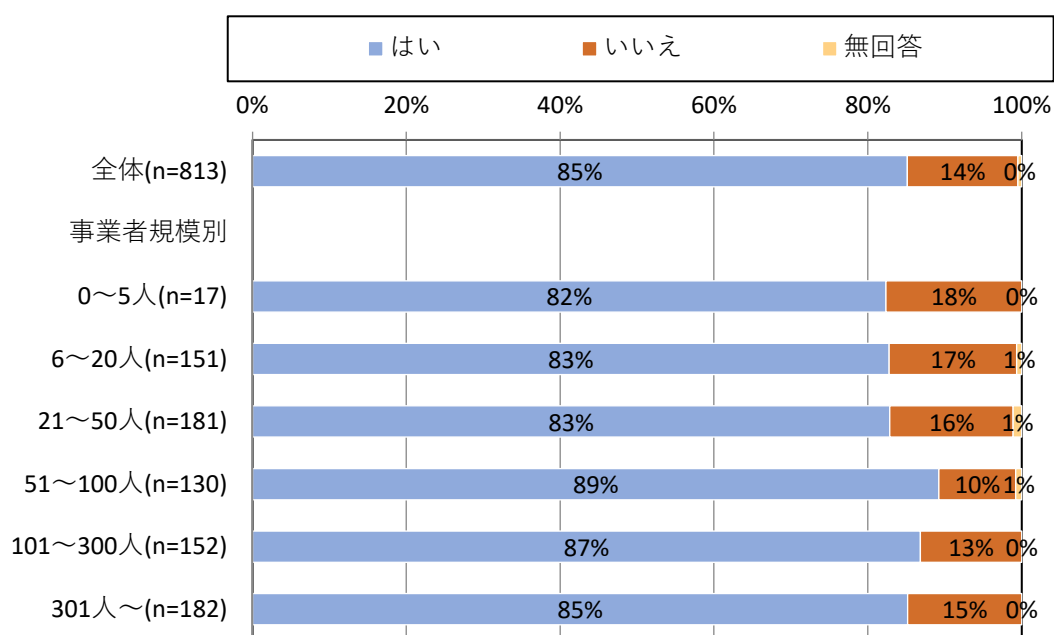
4 代表的な製品への原料原産地表示

4.1 代表的な製品への原料原産地表示の有無

問3-1 ★3で回答した「代表的な製品」には、「主な原材料」の原産地（原産国や製造地）を表示していますか。

- ・85%の事業者が、「代表的な製品」に原料原産地表示をしている。
- ・なおこの設問は、問3-2以降の質問への回答可能性を聞くため、すべての食品製造業者に対して行っており、「代表的な製品」への原料原産地表示義務の有無（例えば、業務用加工食品の一部や、製造した事業所で消費者に販売する食品には、原料原産地表示の義務はない）に関わらず質問している。そのため、「いいえ」14%のなかには、義務に未対応の場合だけではなく、義務がなく対応する必要のない場合も含む。平成29年の食品表示基準改正による義務づけへの対応状況については、問2-2への回答（本報告書3.2）を参照されたい。

図表 4-1 代表的な製品への原料原産地表示の有無

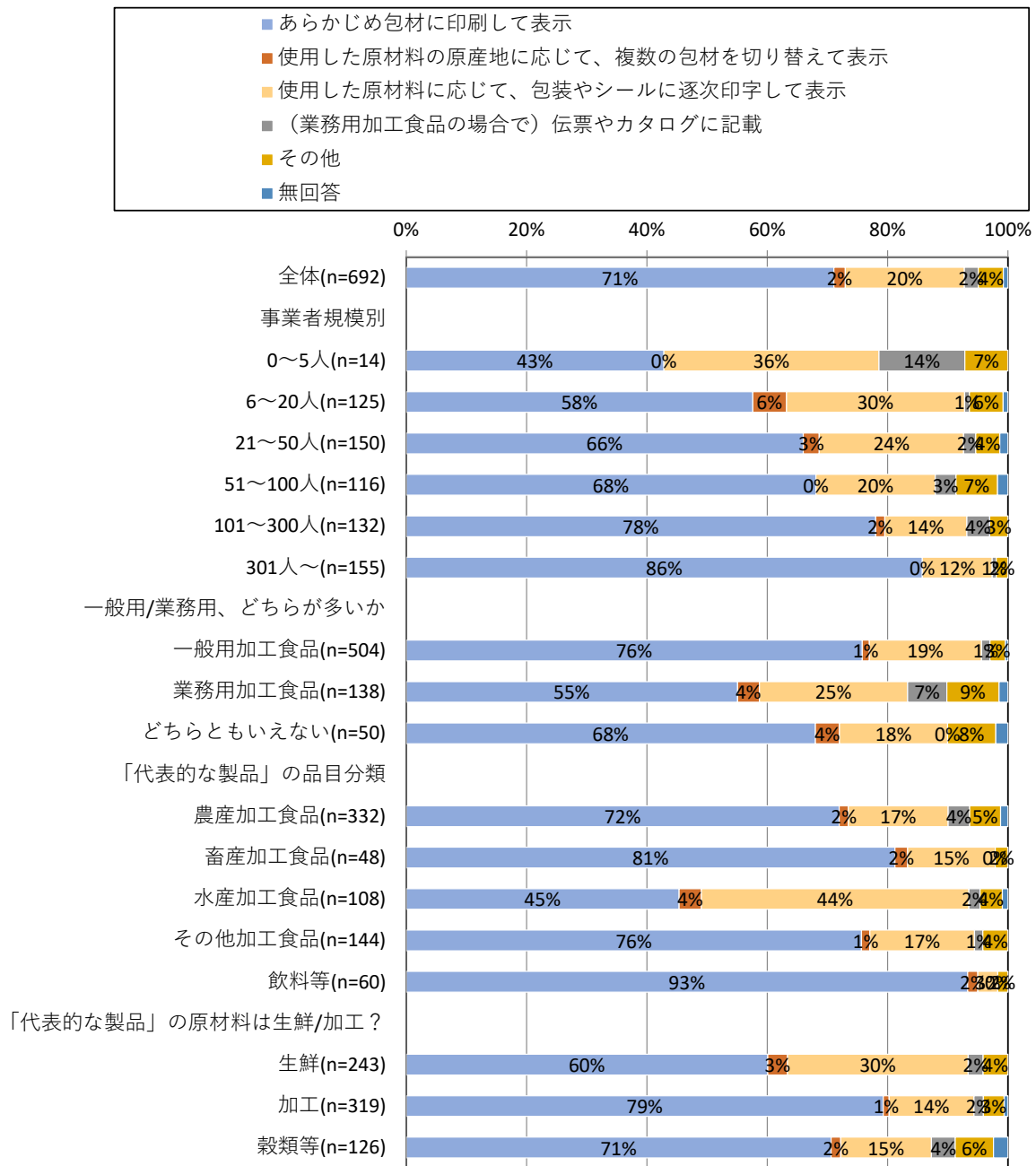


4.2 原料原産地表示の方法

問3-2 ★3で回答した「主な原材料」の原産地（原産国や製造地）をどのような方法で表示していますか。（最も当てはまるもの1つを選択）

- ・全体の71%が「あらかじめ包材に印刷して表示」であった。続いて「使用した原材料に応じて、包装やシールに逐次印字して表示」が20%。「使用した原材料の原産地に応じて、複数の包材を切り替えて表示」や「(業務用加工食品の場合で) 伝票やカタログに記載」はそれぞれ2%。
- ・「使用した原材料に応じて、包装やシールに逐次印字して表示」が比較的多いのは、事業者規模が小さい者、業務用加工食品を扱う者、水産加工食品を扱う者、生鮮品を原材料とする者であった。
- ・「その他」の内訳は、製品規格書や品質保証書への記載による伝達が13件、「1 あらかじめ包材に印刷して表示」と「3 使用した原材料に応じて、包装やシールに逐次印字して表示」の両方であるとの回答が11件、選択肢3とはやや異なり「使用した原材料に応じて」ではないがラベルシールを用いているものの4件、等であった。

図表 4-2 代表的な製品への原料原産地表示の方法



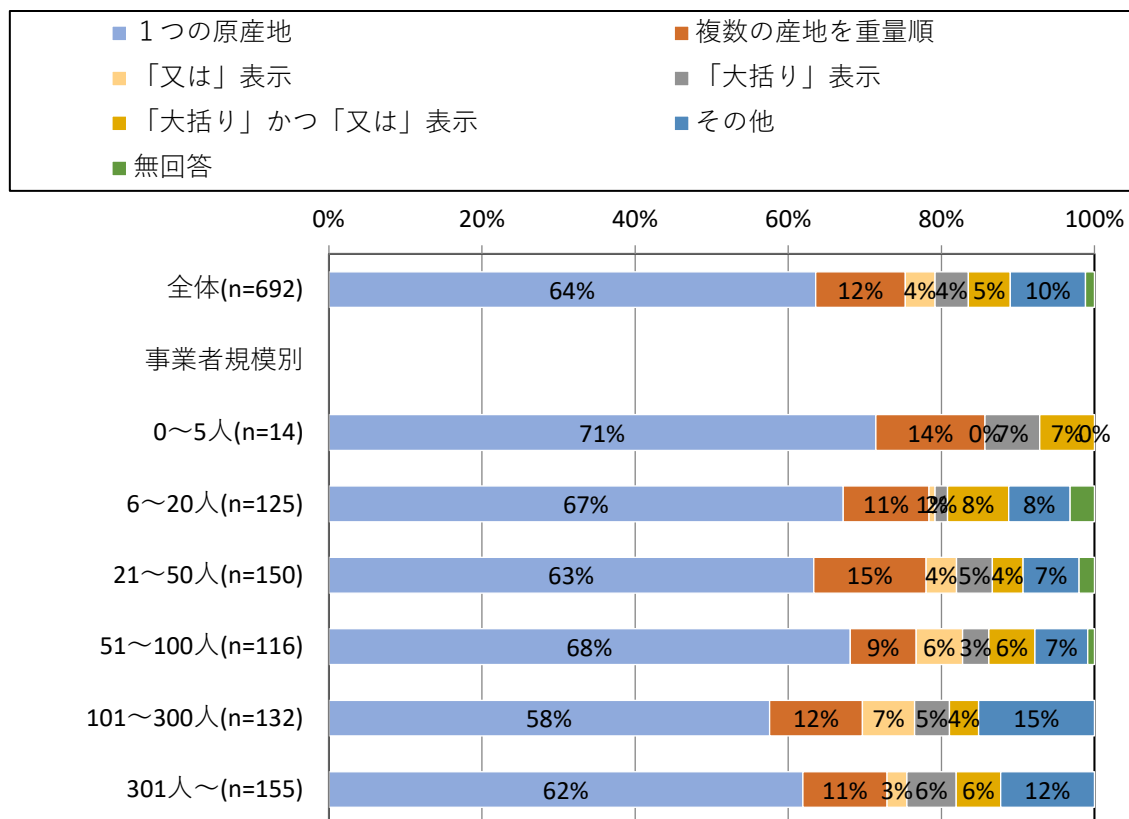
注) 問3-1で「はい」と回答した事業者への質問 (以下、図表 6-12 まで同じ)。

4.3 原料原産地の表記内容

問3-3 ★3で回答した「主な原材料」の原産地名の表示はどのようになっていますか。(最も当てはまるもの1つを選択)

- ・代表的な製品の原料原産地表示の表記内容として最も多いのは「1つの原産地」であり、64%であった。
- ・「複数の産地を重量順」が12%。「又は表示」「大括り表示」「大括りかつ又は表示」も、それぞれ4-5%であった。
- ・「その他」のほとんどは「国内製造」など製造地表示をしているとの回答であった。このほか業務用のため規格書により原材料の製造所所在地を記載しているとの回答も2件あった。なお、「1つの原産地」等と回答したなかにも、製造地表示が含まれていると考えられる。

図表 4-3 代表的な製品への原料原産地の表記内容（1つ、複数の重量順、又は、大括り等）

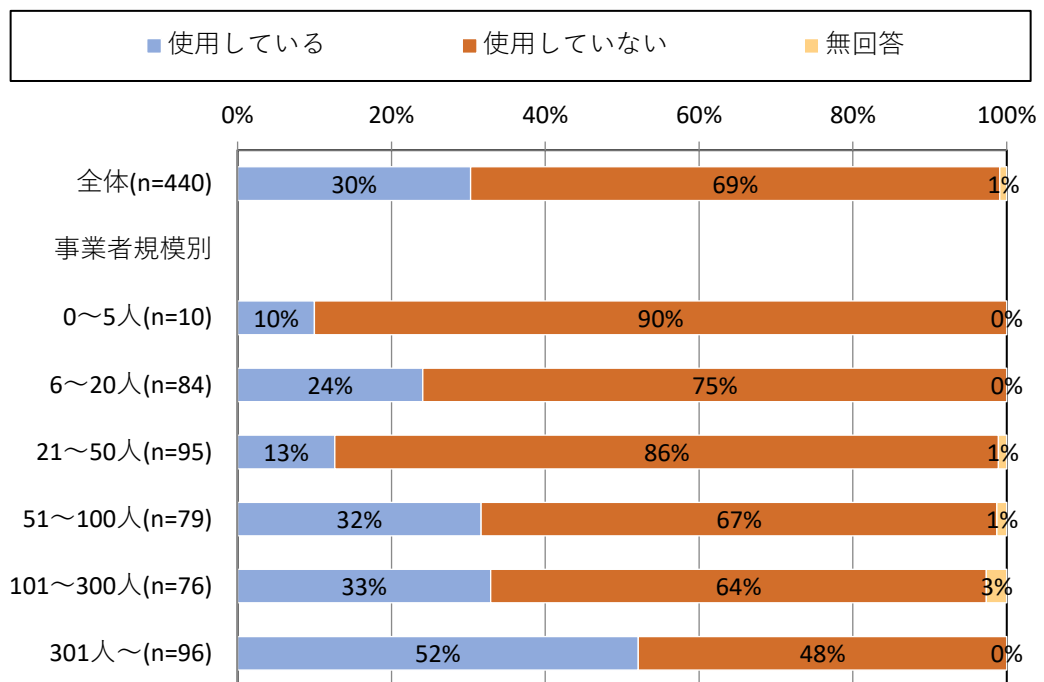


4.4 他の製品で同じ原材料で原産地が異なるものの使用の有無

(問3-3で回答が「1つの原産地」の事業者に対する質問)
 問3-4 貴社の「代表的な製品」以外の製品で、同じ原材料で原産地が異なるものを使用していますか。

- ・「代表的な製品」に用いる原材料の原産地が単一であっても、他の製品で別の原産地のものを使用している場合には、事業者内での原材料の原産地ごとの区分管理が重要となる。他の製品で別の原産地のものを「使用している」との回答は30%であった。

図表 4-4 他の製品で同じ原材料で原産地が異なるものの使用の有無



5 代表的な製品への原料原産地表示の根拠となる記録

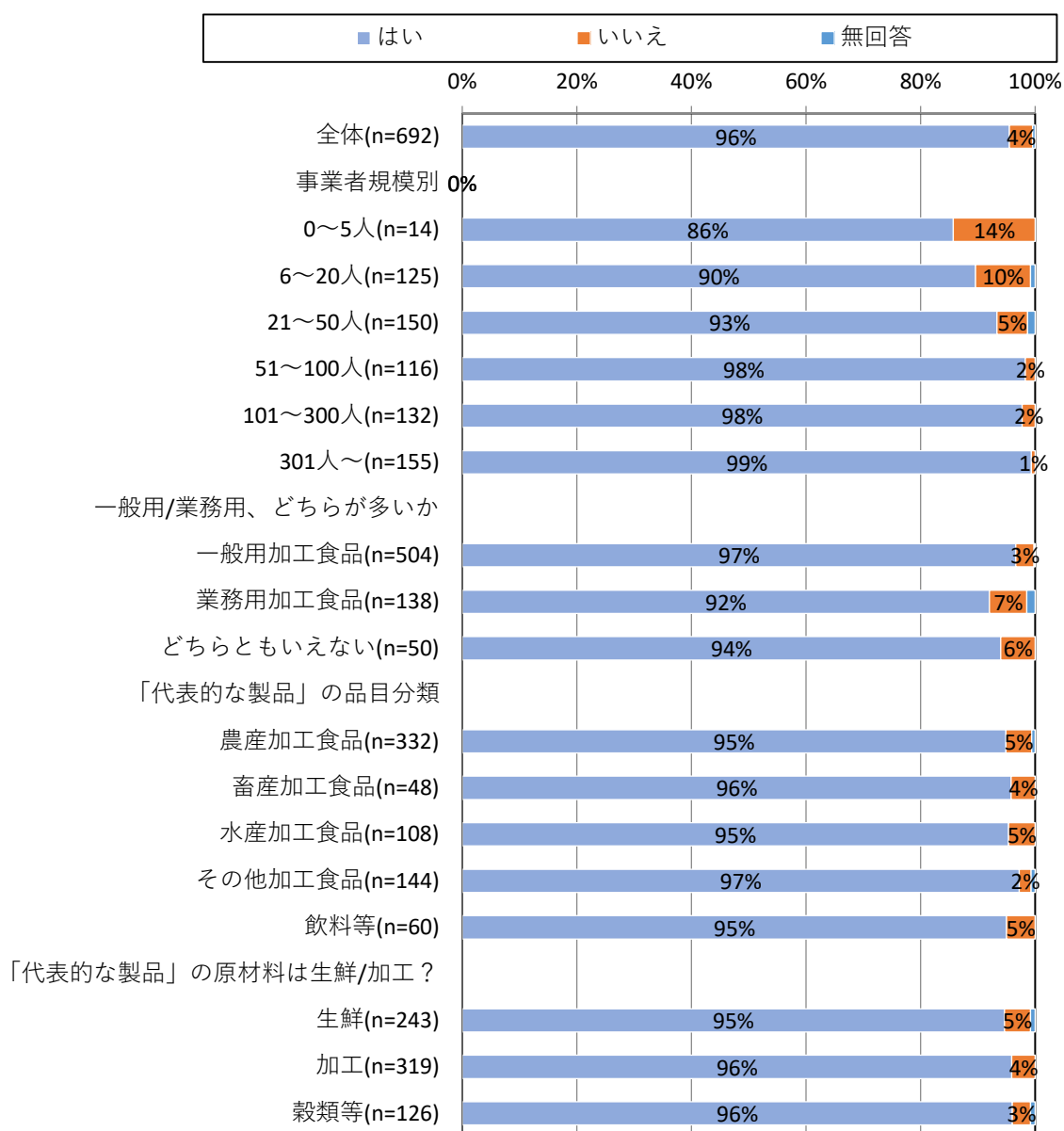
5.1 商品仕様書の有無

問4-1 ★3で回答した「代表的な製品」の原材料の決定や伝達についてお尋ねします。

(1) 貴社では、その製品の仕様や表示内容を定めた書類やデータ（「商品仕様書」「商品規格書」など）を作成していますか。

- ・「代表的な製品」の商品仕様書（または「商品規格書」）を作成している事業者は96%。作成していない事業者は、規模の小さな事業者や業務用加工食品を扱う事業者でみられる。

図表 5-1 代表的な製品の商品仕様書の有無

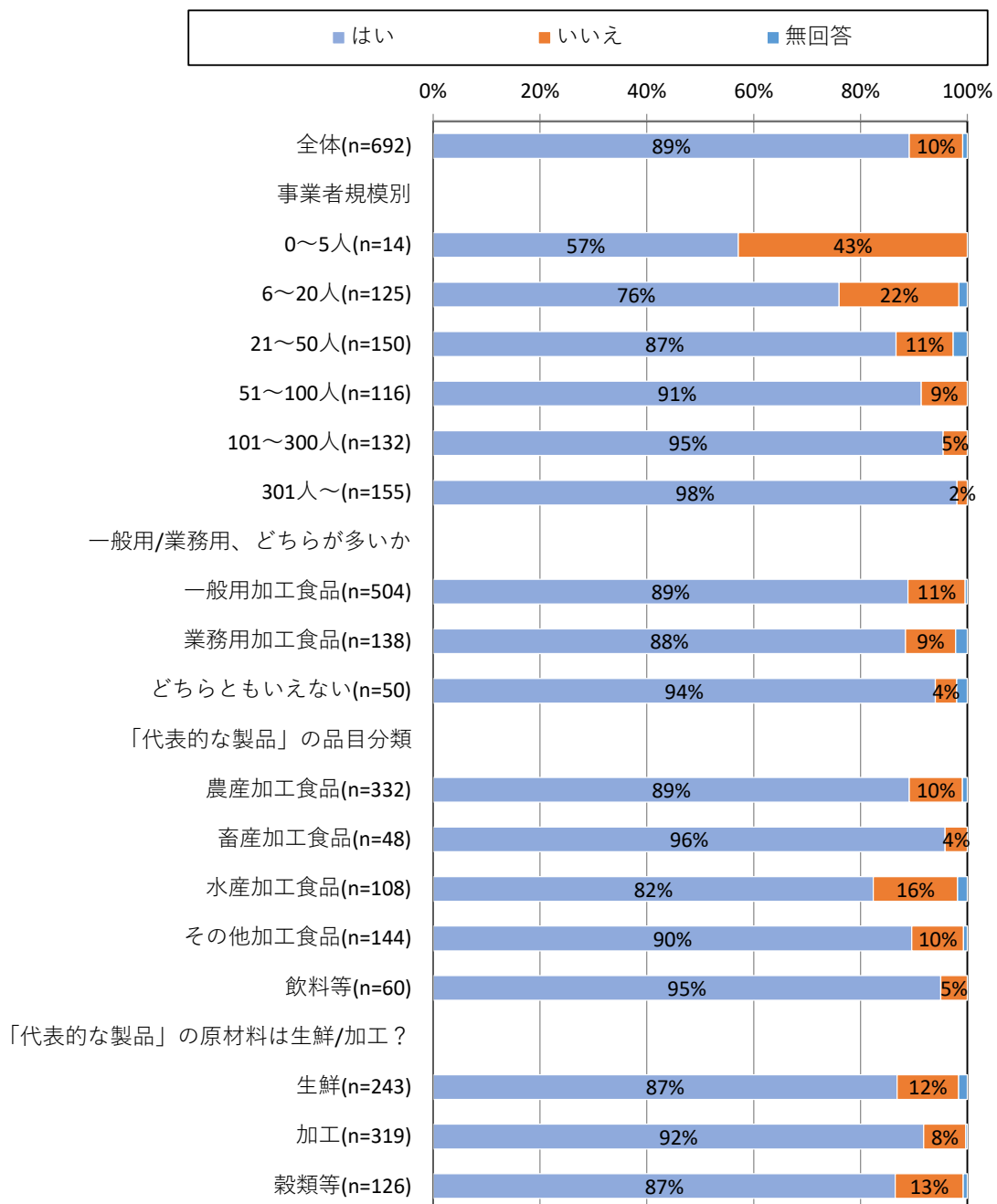


5.2 製造指示書の有無

問4-1 (★3で回答した「代表的な製品」について)
 (2) 貴社では、その日の製造数量や原材料を伝達する「製造指示書」等の書類やデータを作成していますか。

- ・「製造指示書」等の書類やデータを作成している事業者は 89%。小規模な事業者ほど、製造指示書を使わない場合がある。

図表 5-2 代表的な製品における製造指示書の有無

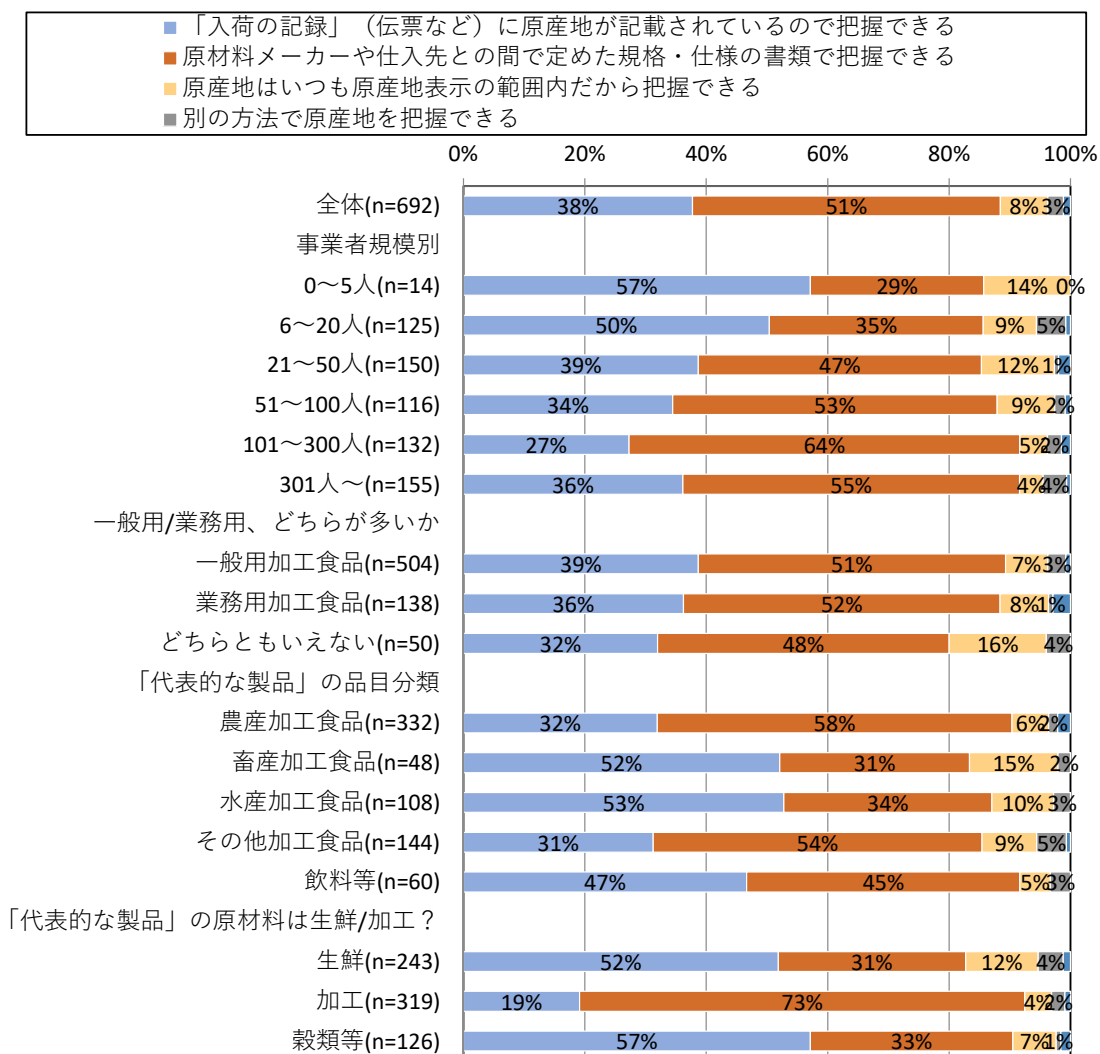


5.3 原材料の「入荷の記録」から原産地を把握できるか

問3-5 原産地を表示する原材料の「入荷の記録」から、その原材料の原産地（原産国や製造地）を把握できますか。（最も当てはまるもの1つを選択）

- ・原材料の「入荷の記録」からその原材料の原産地を把握できるか尋ねたところ、「入荷の記録」（伝票など）に原産地が記載されていて把握できるのは38%。最も多いのは「原材料メーカーや仕入先との間で定めた規格・仕様の書類で把握できる」で51%であった。
- ・原材料が生鮮品である場合に、仕様書・規格書ではなく「入荷の記録」（伝票など）により把握できるとする者が多い。
- ・「別の方法で原産地を把握できる」との回答は19件あり、その内訳は、原材料の自社製造5件、工場や産地を指定しているもの4件、産地証明書により把握するもの3件、仕入先に問い合わせで把握するもの3件であった。

図表 5-3 原材料の「入荷の記録」による原産地の把握可能性

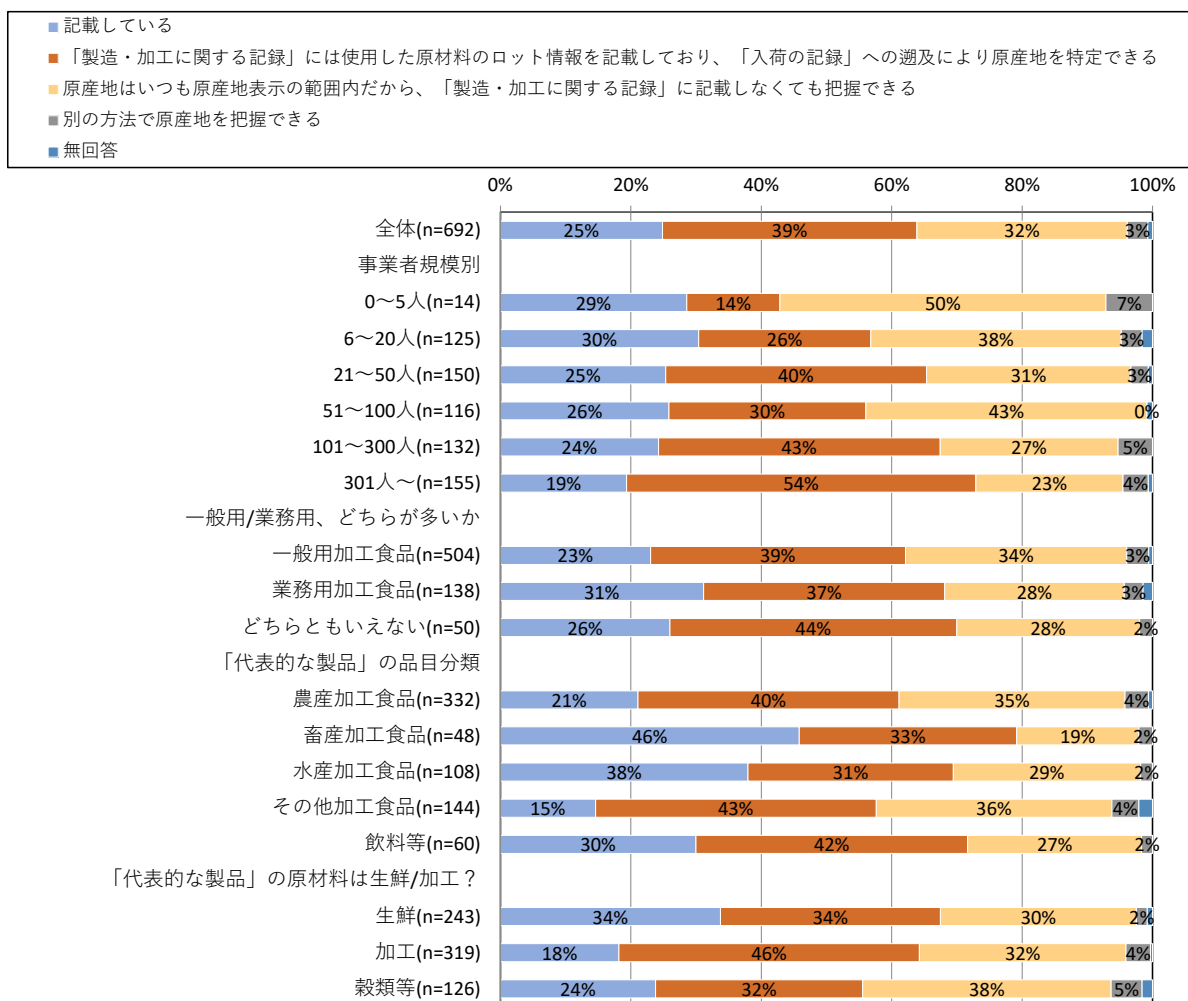


5.4 製造記録への原産地の記載

問3-6 製品の「製造・加工に関する記録」（製造日報、製造指示・復命書など）には、その日に使用した原材料の原産地（原産国や製造地）を把握できる情報を記載していますか。（最も当てはまるもの1つを選択）

- ・「製造・加工に関する記録」に原産地を把握できる情報を記載しているのは 25%。原材料のロット情報を記載して入荷記録に遡及できるようにする者（39%）や、「原産地はいつも原産地表示の範囲内だから、記載しなくても把握できる」（32%）のほうが多い。
- ・生鮮品を原材料とする場合に、「製造・加工に関する記録」に原産地を記載することが比較的多い。
- ・製造記録に記載されていないが「別の方法で原産地を把握できる」（3%）の主な内訳は、原料規格書で把握するものが 12 件、システムに入力された情報で把握するものが 2 件であった。

図表 5-4 製造記録に原材料の原産地を記載しているか



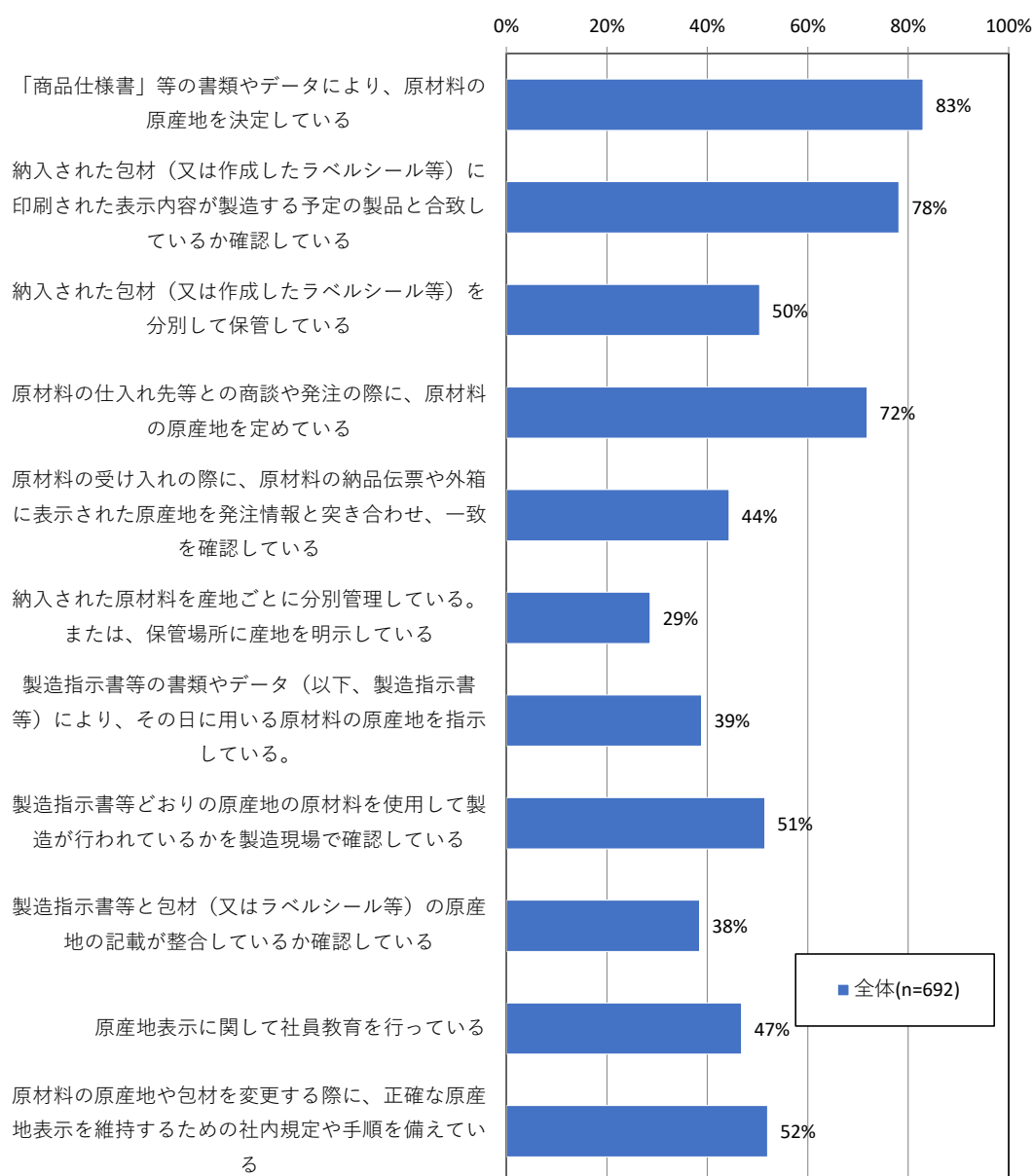
6 原料に関わる情報を正確に伝達・表示する工夫

6.1 原材料の原産地を正確に伝達・表示するための取組み（選択式の回答）

問4-2 ★3で回答した製品についてお尋ねします。原材料の原産地を正確に伝達・表示するために、以下のことに取り組んでいますか。（当てはまるものすべてを選択）

- ・問4-2に掲げた11の選択肢について、選択された割合を下の図に示す。
- ・ただし、各取組みの必要性は、表示方法・表記内容等にもよる。そこで次ページ以降では、個別に分析する。

図表 6-1 原材料の原産地を正確に伝達・表示するための取組み



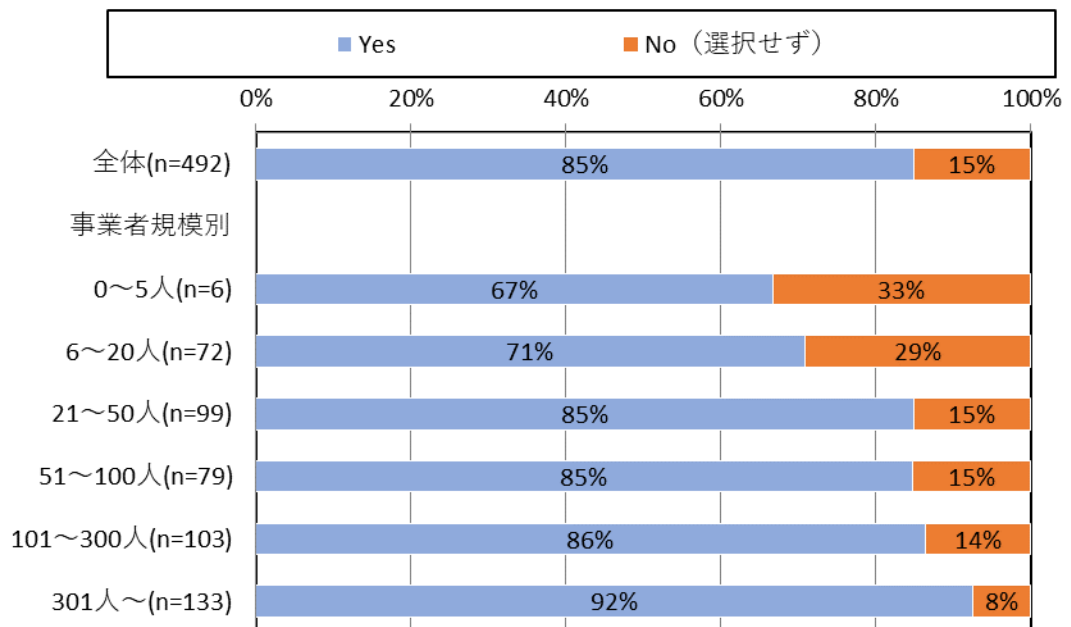
問4-2 (原材料の原産地を正確に伝達・表示するための取組)

<商品企画段階>

1. 「商品仕様書」等の書類やデータにより、原材料の原産地を決定している

・表示方法について「あらかじめ包材に印刷して表示」の場合に、商品仕様書等の書類やデータで原料原産地を決定することが重要と考えられる。この場合を分母としてみた場合、85%で実施できている。残りの15%では実施しておらず、規模の小さい事業者ほど実施していない割合が高い。内訳をみると、原材料を生産者から調達あるいは自社製造している場合や、原材料が米・茶（生葉）・小麦粉・砂糖など国内産あるいは国内製造の供給が主である場合に、商品仕様書で原材料の原産地を定めない傾向があるように見受けられる。

図表 6-2 「商品仕様書」等による原材料の原産地の決定



注) 集計対象=問 3-2 表示方法で「1.あらかじめ包材に印刷して表示」の場合

問4-2（原材料の原産地を正確に伝達・表示するための取組）

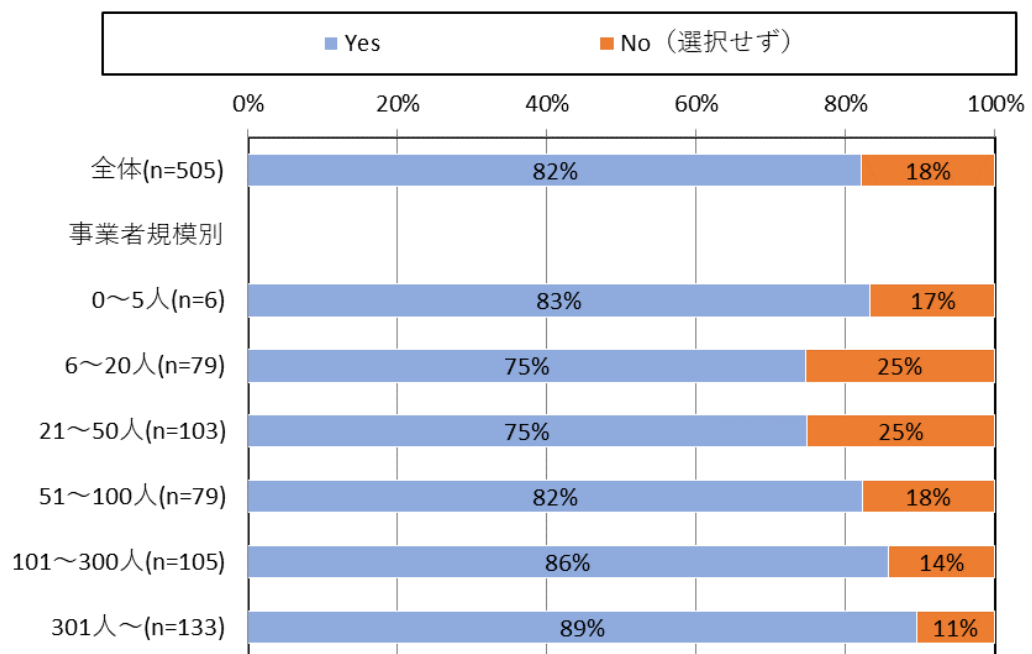
＜包材等の準備段階＞

2.納入された包材（又は作成したラベルシール等）に印刷された表示内容が製造する予定の製品と合致しているか確認している

【集計対象＝問3-2表示方法で「1.あらかじめ包材に印刷して表示」か「2.使用した原材料の原産地に応じて、複数の包材を切り替えて表示」】

- ・包材納入時の表示内容の確認を、この取組が有効と考えられる505の事業者のうち82%が実施している。規模が小さい事業者ほど、包材納入時の表示内容の確認を実施していない割合が高い。

図表6-3 納入された包材等に印刷された表示内容と、製造する予定の製品の合致の確認



注) 集計対象＝問3-2表示方法で「1.あらかじめ包材に印刷して表示」か「2.使用した原材料の原産地に応じて、複数の包材を切り替えて表示」の場合

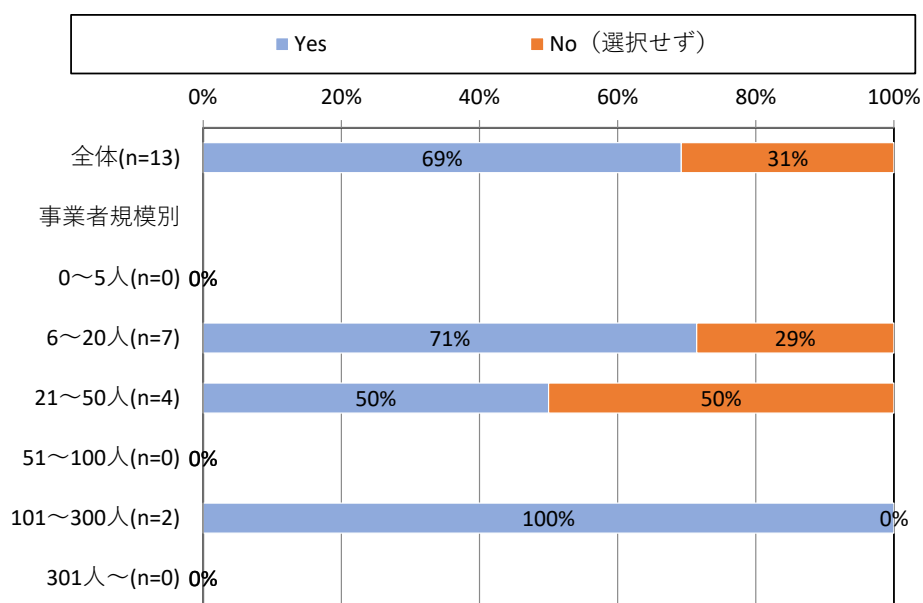
問4-2 (原材料の原産地を正確に伝達・表示するための取組)

<包材等の準備段階>

3. 納入された包材 (又は作成したラベルシール等) を分別して保管している

- ・納入された包材 (や作成したラベルシール等) の分別保管は、原材料に関する表示に限らず、さまざまな表示義務の遵守のため、また包材の在庫状況を把握するために重要であり、原料原産地表示のミス防止の目的とは関係なく、もともと取り組んでいる事業者が多いと考えられる。原料原産地表示のミス防止の観点では、表示方法で「使用した原材料の原産地に応じて、複数の包材を切り替えて表示」の場合に重要となると考えられる。そこで、表示方法として「使用した原材料の原産地に応じて、複数の包材を切り替えて表示」を選択した事業者に限定して集計した。
- ・69%が実施しているとの結果となった。ただし、表示方法として「使用した原材料の原産地に応じて、複数の包材を切り替えて表示」を選択した事業者が13者と少ない点に留意が必要である。

図表 6-4 納入された包材等の分別保管



注) 集計対象=問 3-2 表示方法で「使用した原材料の原産地に応じて、複数の包材を切り替えて表示」

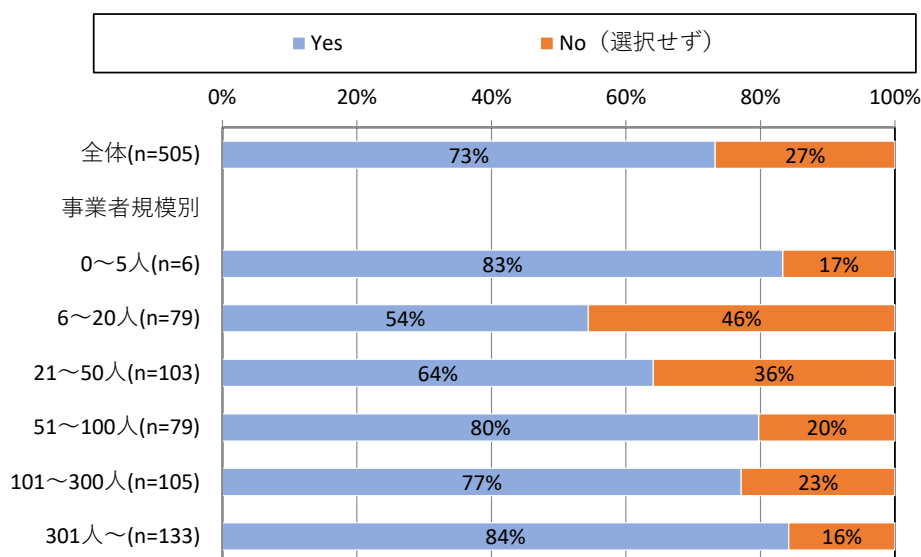
問4-2 (原材料の原産地を正確に伝達・表示するための取組)

<原材料の調達・保管の段階>

4.原材料の仕入れ先等との商談や発注の際に、原材料の原産地を定めている

- ・表示方法が「あらかじめ包材に印刷して表示」または「使用した原材料の原産地に応じて、複数の包材を切り替えて表示」をしている者を対象に集計した。
- ・73%で「原材料の仕入れ先等との商談や発注の際に、原材料の原産地を定めている」を実施している。残りの27%は商談や発注の際に原材料の原産地を定めていないことになる。ただし内訳をみると、原材料を自社製造・自社生産している場合や生産者から直接調達している事例も含まれている。

図表 6-5 原材料の仕入れ先等との商談や発注における、原材料の原産地の定め



注) 集計対象=問3-2表示方法で「1.あらかじめ包材に印刷して表示」または「2.使用した原材料の原産地に応じて、複数の包材を切り替えて表示」

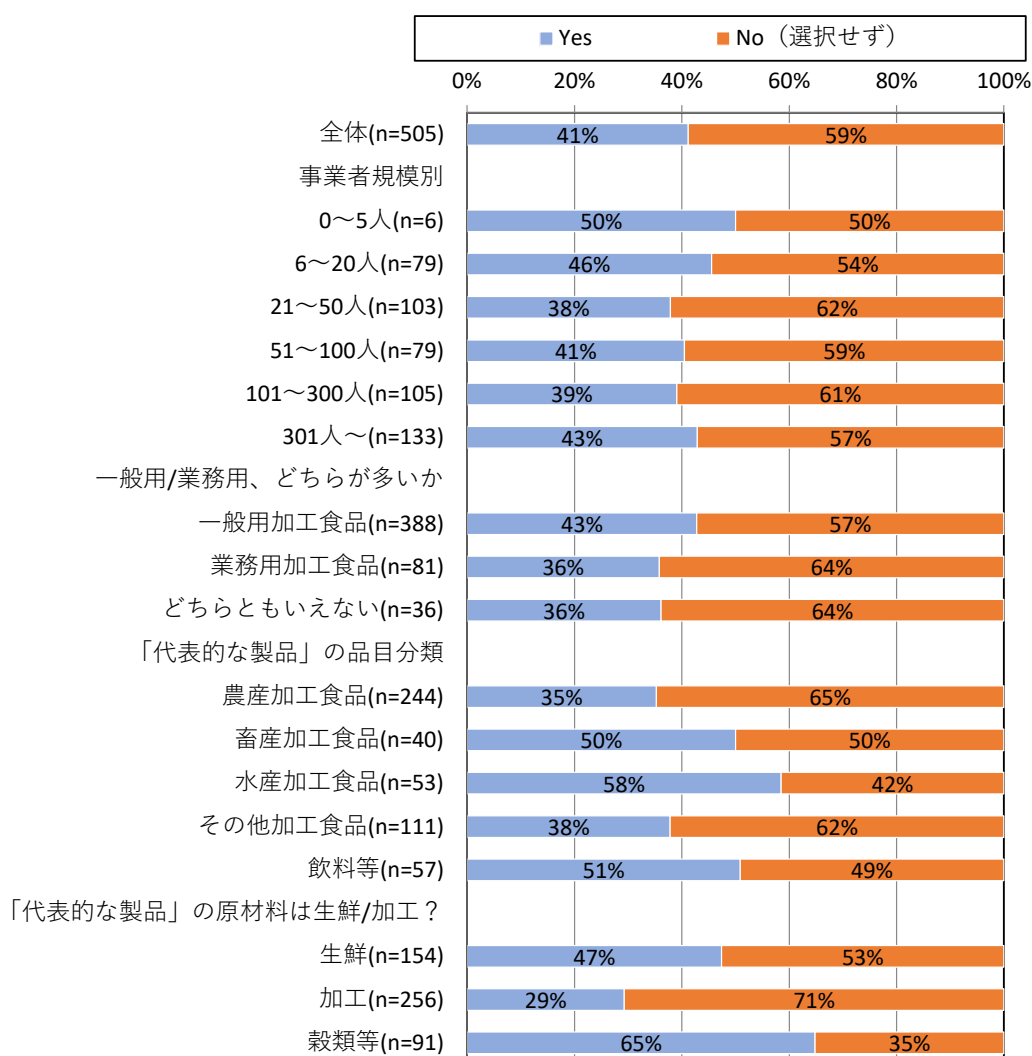
問4-2（原材料の原産地を正確に伝達・表示するための取組）

＜原材料の調達・保管の段階＞

5. 原材料の受け入れの際に、原材料の納品伝票や外箱に表示された原産地を発注情報と突き合わせ、一致を確認している

- ・原材料の納品伝票や外箱に表示された原産地を発注情報と突き合わせているのは41%。
- ・原材料が生鮮食品（穀類等除く）の場合47%、穀類等の場合65%と、実施の割合が高い。一方で原材料が加工食品の場合は29%と低い。穀類等も含め生鮮品の場合に、一致を確認する必要性が高いためと考えられる。農産加工食品の場合に35%と低いのは、原材料が加工食品である場合が比較的多い（1.6基本属性を参照）ためと考えられる。

図表 6-6 原材料の納品伝票や外箱等に表示された原産地と発注情報との一致の確認



注) 集計対象＝問 3-2 表示方法で「1.あらかじめ包材に印刷して表示」または「2. 使用した原材料の原産地に応じて、複数の包材を切り替えて表示

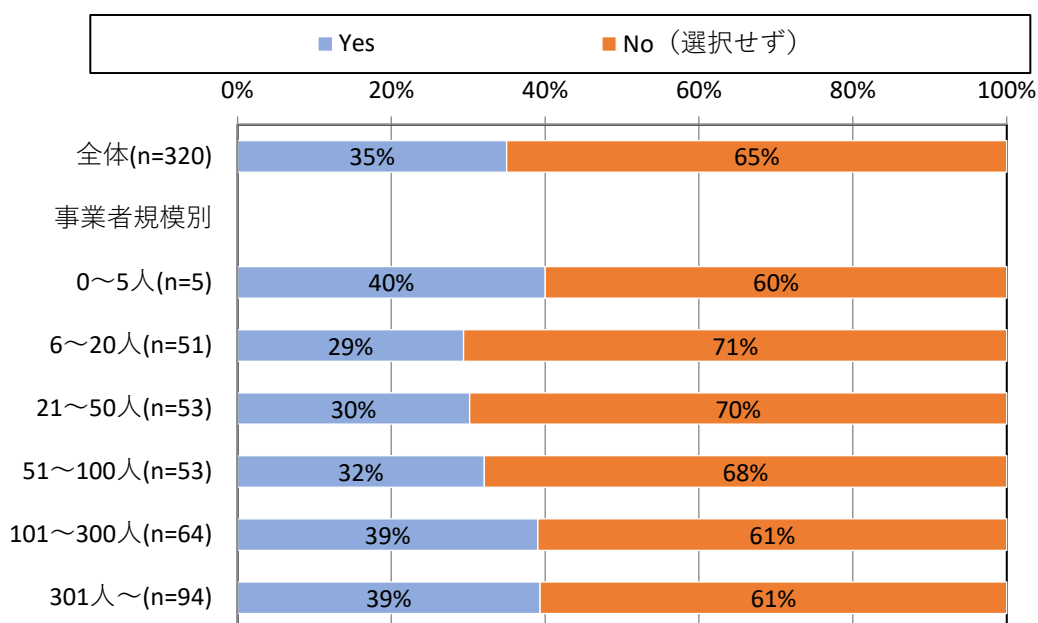
問4-2（原材料の原産地を正確に伝達・表示するための取組）

＜原材料の調達・保管の段階＞

6. 納入された原材料を産地ごとに分別管理している。または、保管場所に産地を明示している

- ・納入された原材料を産地ごとに分別管理しているかを、原料原産地の表記内容が「1つの原産地」以外、つまり複数の原産地の原材料を仕入れている事業者 320社を対象に集計した。
- ・産地ごとに分別管理している者は 35%と少ない。産地ごとというよりは、入荷ロットごと・原材料の品種・商品ごと（加工原材料の場合）など、別のポリシーで原材料の分別管理をしており、結果的に原産地ごとの分別もできている場合に選択されなかった可能性がある。

図表 6-7 納入された原材料の産地ごとの分別管理



注) 集計対象=問 3-3 原産地名の表示が「1つの原産地」「その他」以外、または問 3-4 が 1（「代表的な製品」以外の製品で、同じ原材料で原産地が異なるものを使用している

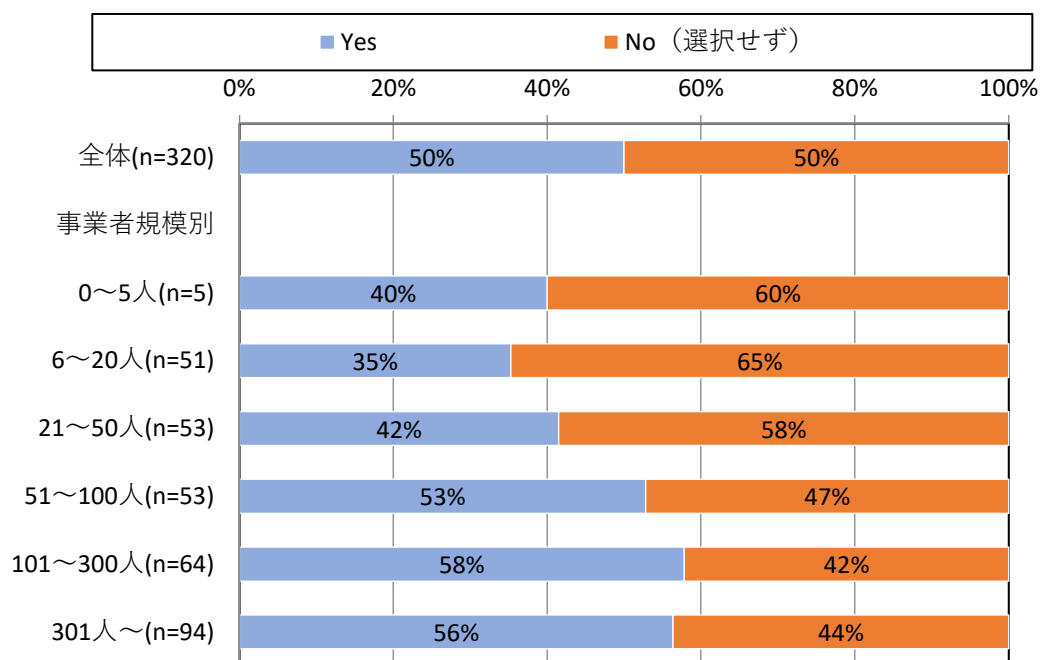
問4-2（原材料の原産地を正確に伝達・表示するための取組）

＜製造段階＞

7. 製造指示書等の書類やデータ（以下、製造指示書等）により、その日に用いる原材料の原産地を指示している

- ・製造指示書等によりその日に用いる原材料の原産地を指示する必要があるのは、複数の原産地の原材料を扱っている場合と考え、該当する事業者 320 社を対象に集計した。
- ・50%の事業者で行われている。規模が大きい事業者ほど製造指示書等の書類やデータによって指示している。残りの事業者は製造指示書等による産地の指示をしていないことになる（例えば、時期によって特定の産地のものしか入荷せず日々産地を指示する必要がない場合や、製造指示書で原材料の種類や品種を指定することが結果的に原産地を指示することになっている場合、などが考えられる）。

図表 6-8 製造指示書等の書類やデータによる、その日に用いる原材料の原産地の指示



注) 集計対象＝問 3-3 原産地名の表示が「1つの原産地」「その他」以外、または問 3-4 が 1（「代表的な製品」以外の製品で、同じ原材料で原産地が異なるものを使用している）

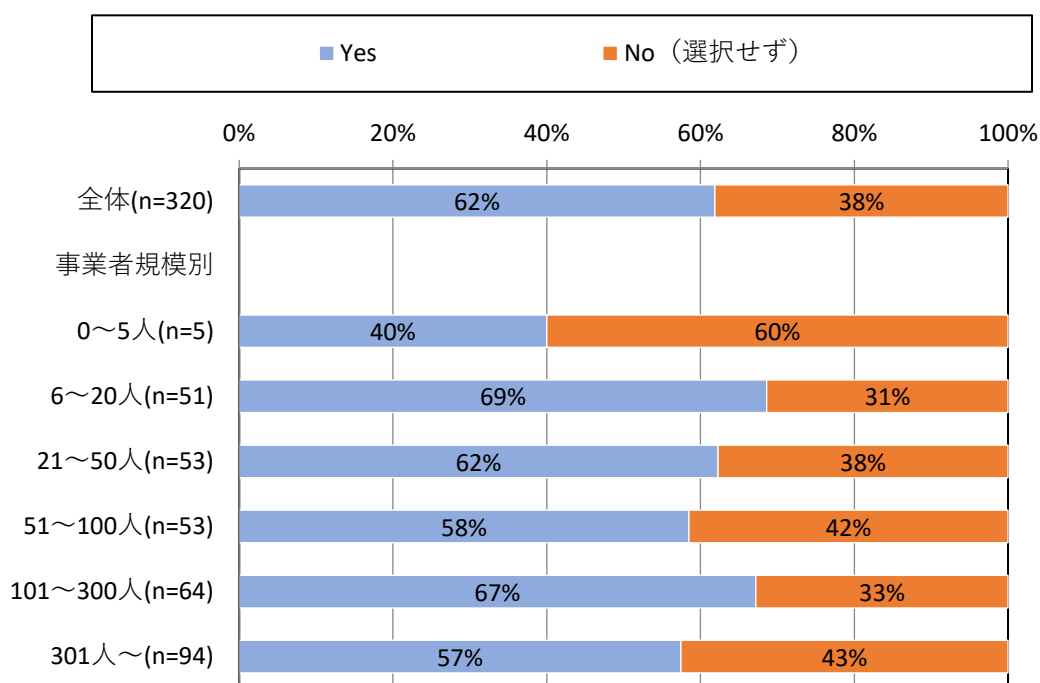
問4-2（原材料の原産地を正確に伝達・表示するための取組）

＜製造段階＞

8. 製造指示書等どおりの原産地の原材料を使用して製造が行われているかを製造現場で確認している

- ・扱っている原材料の原産地が1つしかない場合には製造段階での原料原産地の取違ミスが生じづらいことから、原料原産地の表記内容等からみて複数の原産地の原材料を使用している320社を集計対象とした。
- ・「製造指示書等どおりの原産地の原材料を使用して製造が行われているかを製造現場で確認している」と回答したのは62%。

図表 6-9 製造指示書等どおりの原産地の原材料を使用していることの製造現場での確認



注) 集計対象＝問 3-3 原産地名の表示が「1つの原産地」「その他」以外、または問 3-4 が 1（「代表的な製品」以外の製品で、同じ原材料で原産地が異なるものを使用している）

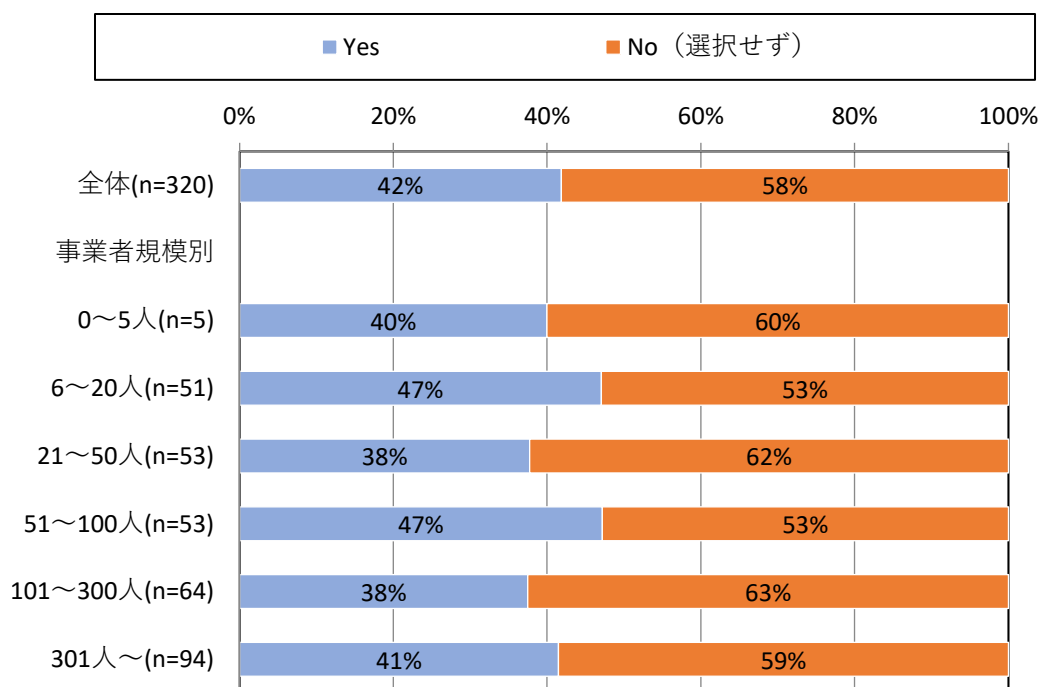
問4-2 (原材料の原産地を正確に伝達・表示するための取組)

<製造段階>

9. 製造指示書等と包材 (又はラベルシール等) の原産地の記載が整合しているか確認している

- 扱っている原材料の原産地が1つしかない場合には製造段階で異なる包材等の取違ミスや印字ミスが生じづらいことから、原料原産地の表記内容等からみて複数の原産地の原材料を使用している320社を集計対象とした。
- 製造段階で製造指示書等と包材等の原産地の整合を確認しているのは42%であった。

図表 6-10 製造段階における製造指示書等と包材等の原産地との記載の整合についての確認



注) 集計対象=問3-3 原産地名の表示が「1つの原産地」「その他」以外、または問3-4が1(「代表的な製品」以外の製品で、同じ原材料で原産地が異なるものを使用している)

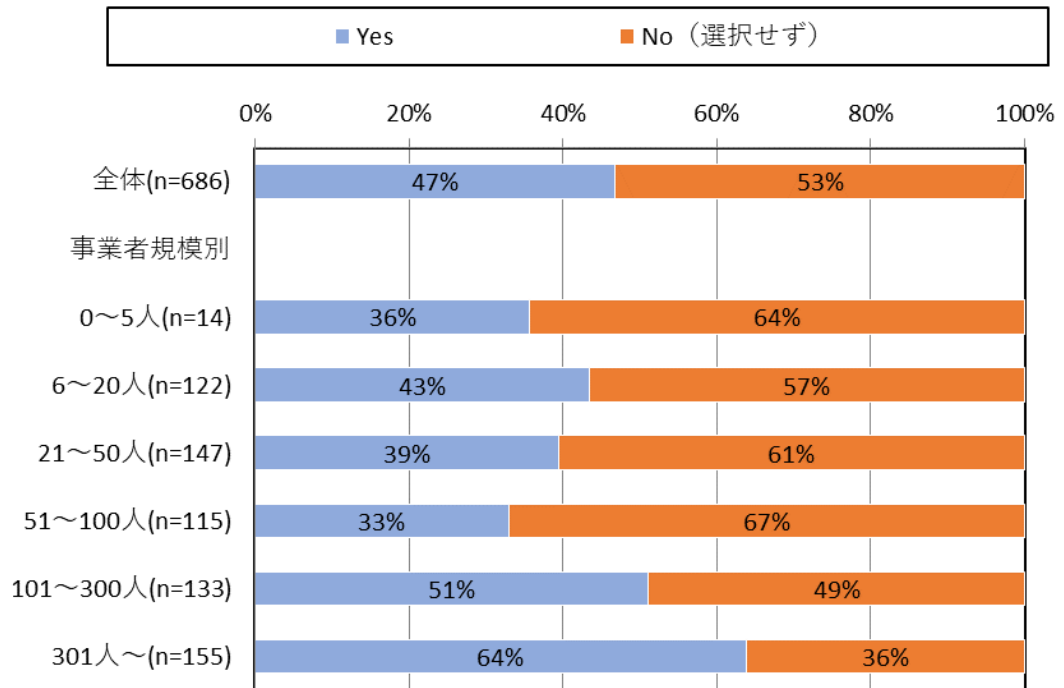
問4-2 (原材料の原産地を正確に伝達・表示するための取組)

<その他>

10. 原産地表示に関して社員教育を行っている

- ・ 47%で原産地表示に関する社員教育を実施している。100名を超える規模の事業者では半数以上で実施されているが、それ以下の場合は40%程度である。

図表 6-11 原産地表示に関する社員教育の実施



注) 集計対象=代表的な製品に原料原産地表示をしている事業者全体

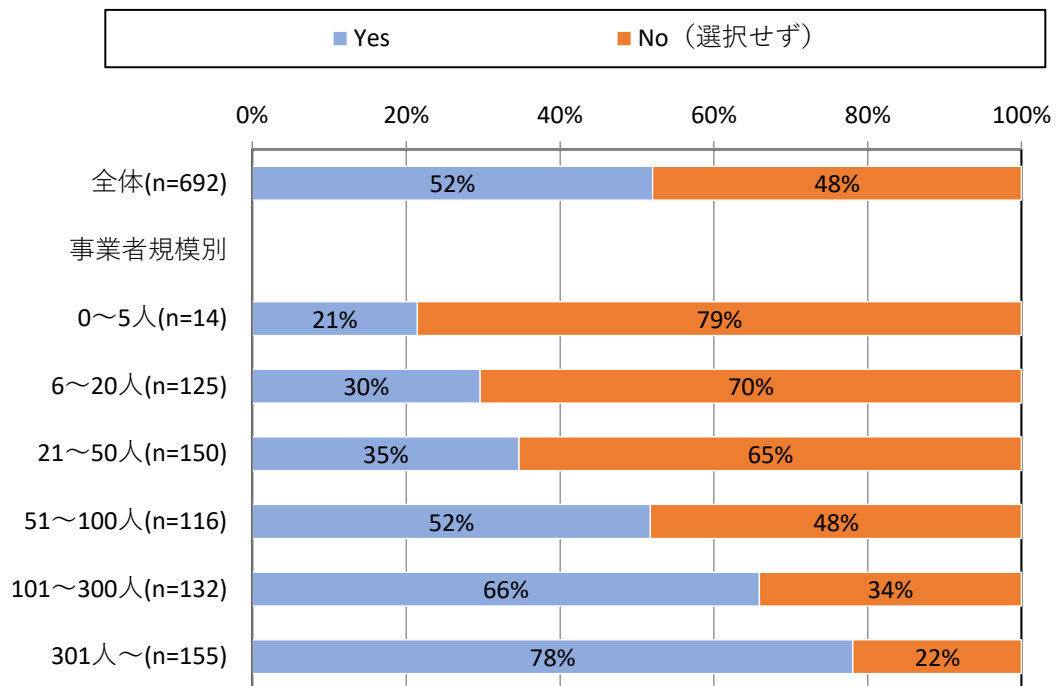
問4-2 (原材料の原産地を正確に伝達・表示するための取組)

<その他>

11. 原材料の原産地や包材を変更する際に、正確な原産地表示を維持するための社内規定や手順を備えている

・「原材料の原産地や包材を変更する際に、正確な原産地表示を維持するための社内規定や手順を備えている」のは52%。規模が大きい事業者ほど社内規定や手順を整えている。

図表 6-12 原材料の原産地や包材を変更する際に、正確な原産地表示を維持するための社内規定や手順の有無



注) 集計対象=代表的な製品に原料原産地表示をしている事業者全体

6.2 原材料の原産地を正確に伝達・表示するための取組（選択肢以外）

問4-3 原材料に関わる情報を正確に伝達・表示するために、問4-2の項目以外に、貴社で取り組んでいることがあれば記入してください。（★3で回答した製品以外の取組でも構いません。）

- ・あらかじめ選択肢として示したもの（問4-2）以外で、原産地を正確に伝達・表示するために取り組んでいることの記述を求めたところ、173社から延べ183件の回答が得られた。以下、商品企画段階、包材・ラベルの準備段階、原材料の調達・保管段階、製造段階、その他の段階別に回答を分類した。そのうち代表的な回答例を示す。
- ・商品の企画段階の取組については、90件の回答があった。産地（または製造地）を固定し変わらないようにするとの回答や、原材料メーカーから原材料規格書や証明書など書面での情報伝達を求めている旨の回答が多くみられた。

商品企画段階の取組（計90件）

<産地を固定する：31件>

- 「原則としてすべて国産の原材料を使用している」
- 「同種の原材料に関しては、産地を固定。なるべく現場が混乱しないようにしている」
- 「商品企画の段階で、販売期間の途中で表示対象の原料の産地や製造地が変わらないように、商品設計や販売計画を立てて製造している」

<原料メーカーから原材料規格書を入手・更新する：25件>

- 「原材料に関する『商品仕様書・規格書』等の資料を毎年更新している」
- 「原料メーカーより、産地、製造地に関する情報を自社様式の原材料規格書に記載してもらい、確認している。この規格書は、定期的に更新している。又、内容に変更がある場合は、事前に情報をもらうようにしている」

<原産地証明書を入手する：9件>

- 「産地を謳っている原材料や重量順一位の原材料については、仕入先あるいは製造者に証明書を提出して頂いており、かつ定期的に更新を実施している」

<原材料サプライヤに情報伝達を求める（規格書以外）：6件>

- 「原料メーカー都合で規格保証書、証明書の変更がある場合は、必ず事前連絡をさせ、表示変更がある場合はパッケージ改版することとしています」
- 「新しい加工食品の原料原産地表示の対象となる原料メーカーに対し、規格書以外にも弊社の原産地表示対象の原材料であることを書面で伝達し、内容を承諾した旨の返信を貰うようにしている」

<使用実績をモニタリングする、または使用計画を作成する：4件>

- 「一部商品で「又は表示」があるため、使用実績・使用計画を確認している」
- 「関係者で定期的にモニタリングの会議を実施して、原材料の使用実績と表示の齟齬がないかを確認している」

<公的機関に相談する：3件>

- 「特に新規の商品を作る際は最寄りの保健所に表示などを相談・確認させて頂いている」

- ・包材やラベルの準備段階の取組については、11件の回答があった。複数名・複数部署で記載ミスがないか確認する、製品仕様書との照合をするといった回答が見られた。

包材やラベルの準備段階(計 11 件)

<複数人で確認する：4 件>

「一括表示やラベル情報は、作成毎に複数人で回覧し見逃しがないように対策している」

<複数部署で確認する：3 件>

「企画・生産・品質安全保証室・監査室など多くの部署で包材に記載ミスがないかを確認している」

<そのほか包材をチェックする：3 件>

「包装資材の表示内容と、製品仕様書（原産地表示）の確認をしている」

「ラベルに関しては、増刷時等に版戻りが無いかなど確認している」

- ・原材料の調達・保管の段階では、原材料の容器等への産地と日付を表示する取組や、産地を特定できる原料コードを付番するなどの取組が挙げられた。

原材料の調達および保管段階(計 18 件)

<原材料の識別：6 件>

「原材料の箱ごと(10kg 入)に原料産地や、水揚げ時期か製造日か消費期限の表示を行っている」

<原料コードを利用する：2 件>

「原料には個別に原料コードを付番しており、原料の発注、受入れ、使用等は原料コードで管理し、原料原産地の間違いを防止している」

<その他：10 件>

「納品書などに原産地を記入することをすすめている」

「国産原料と輸入原料の仕入れ業社と分けている」

- ・製造段階では、原材料使用記録の確認、初回生産時の確認など、製造中または製造直後の確認が挙げられた。

製造段階(計 5 件)

「毎日、会社及び工場毎の原材料の使用記録を品質管理部が確認している。」

「製品の初回生産時の妥当性確認」

- ・そのほか、特定の段階によらない取組として、ミーティング等による社内の情報共有や、国際規格に基づく監査・検証、原材料サプライヤに対する監査などが挙げられた。

その他(50件)

<社内の情報共有：14件>

「リーダーミーティング・食品安全会議・マネジメントレビュー・工場パトロール等定期的に行い改善点を行っている」

「製造部、品質管理部、営業部で毎月ミーティングを行っている」

「成分表示を作成する際、各製品の原料原産地がどこになるか一覧表を作成し、関係者と情報共有を行っている」

<国際規格・認証等：12件>

「FSSC22000の登録をしており外部審査を実施している」

「ISO22000に基づくトレース」

<原材料サプライヤに対する監査：2件>

「原料メーカーの工場等への定期監査を実施し、サンプリングによるトレースを実施している」

<その他>

「トレーサビリティテスト（年1回実施）」

「表示チェック者には、食品表示検定中級の取得を義務づけている」

6.3 食品表示制度に関わる情報収集

問5-1 貴社では、国内の法令等（食品表示基準等）に基づく食品表示制度の改正について、どのように情報収集していますか。（当てはまるものすべてを選択）

- ・「所属の業界団体等から情報を入手している」は 74%と最も多い。次いで「消費者庁のウェブサイト定期的に確認するなど、自ら情報を集めている」が 67%。
- ・その他では取引先（顧客、原材料サプライヤ、OEM 受託元、包材メーカーなど。計 21 件）、グループ会社（20 件）、講習会・説明会への参加（12 件）、公的機関（保健所、県庁など。11 件）、メルマガ 8 件などが挙げられた。

図表 6-13 食品表示制度に関わる情報収集

	事業者数	消費者庁のウェブサイト定期的に確認するなど、自ら情報を集めている。	所属の業界団体等から情報を入手している。	コンサルタント会社等と契約し、情報を入手している。	特に情報収集を行っていない。	その他
全体	805	67%	74%	5%	3%	7%
事業者規模別						
0~5人	17	18%	65%	0%	18%	18%
6~20人	147	37%	67%	3%	7%	5%
21~50人	178	58%	70%	6%	2%	6%
51~100人	128	66%	68%	5%	5%	9%
101~300人	153	80%	80%	5%	1%	7%
301人~	182	91%	83%	7%	1%	6%

参考資料 アンケート調査票

食品トレーサビリティと原産地表示の取組状況調査票

〔貴社に関する情報について〕

貴社名：	
記入者の 所属部署：	記入者氏名：
TEL：	メールアドレス：

★1 貴社全体の従業者数（常用雇用者※）について、当てはまるもの1つを選択してください（令和3年1月1日時点）。

※常用雇用者とは、期間を定めずに雇用している人、または1か月を超える期間を定めて雇用している人をいいます。

1. 0～5人	2. 6～20人	3. 21～50人
4. 51～100人	5. 101～300人	6. 301人以上

★2 貴社が製造している加工食品（食品表示基準において加工食品に該当する製品に限ります。以下同じ）は「一般用加工食品」「業務用加工食品」のどちらが多いですか。（最も当てはまるもの1つを選択）

1. 一般用加工食品（消費者に販売する形態のもの）
2. 業務用加工食品（消費者に販売する形態になっていないもの）
3. どちらともいえない

★3 貴社が製造している加工食品のうち、最も代表的な製品1つ及びその製品の主な原材料（重量割合1位のもの）を記入してください。

代表的な製品：(例)ソーセージ

--

その製品は自社ブランドの製品ですか。（最も当てはまるもの1つを選択）

1. 自社ブランド製品	2. 受託製造（OEM）製品	3. どちらともいえない
-------------	----------------	--------------

主な原材料：(例) 豚肉

--

問1-4 「製造・加工に関する記録」には、製造ロットに使用された原材料の入荷ロットを特定できる情報が記録されていますか（中間品ロットを介して入荷ロットを特定できる場合も含まれます）。（当てはまるもの1つを選択）

1. 記録されている
2. 記録されていないが特定できる
3. 記録されておらず、わからない

問1-5 製品の「出荷の記録」（出荷日、出荷先事業者名、品名、数量がわかる記録）には、製造ロットを特定できる情報が記録されていますか。（当てはまるもの1つを選択）

1. 記録されている
2. 記録されていないが特定できる
3. 記録されておらず、わからない

問1-6 トレーサビリティのために重要な記録（「入荷の記録」「製造・加工に関する記録」「出荷の記録」）の保存期間は、以下のことを考慮して設定されていますか。（当てはまるものすべてを選択）

1. 自社が製造する製品の賞味期限又は消費期限
2. 販売先で最終製品に加工される場合、その最終製品の賞味期限又は消費期限
3. 原料原産地などの表示の監査や調査に対応できる期間
4. その他（ ）

次の問では★3で回答した製品だけでなく、貴社が製造する全製品についてお尋ねします。

問1-7 製造した製品に表示された情報（品名、消費期限・賞味期限、製造ロット番号など）から、その製品に使用された原材料の「入荷の記録」を特定することはできますか。（最も当てはまるもの1つを選択）

1. おおむねすべての製品について、すべての原材料の「入荷の記録」を特定できる
2. おおむねすべての製品について、一部の原材料の「入荷の記録」を特定できる
3. 一部の製品について、原材料の「入荷の記録」を特定できる
4. どの製品についても、「入荷の記録」を特定することができない
5. その他（ ）

問3-2 ★3で回答した「主な原材料」の原産地（原産国や製造地）をどのような方法で表示していますか。（最も当てはまるもの1つを選択）

1. あらかじめ包材に印刷して表示
2. 使用した原材料の原産地に応じて、複数の包材を切り替えて表示
3. 使用した原材料に応じて、包装やシールに逐次印字して表示
4. （業務用加工食品の場合で）伝票やカタログに記載
5. その他（ ）

問3-3 ★3で回答した「主な原材料」の原産地名の表示はどのようになっていますか。（最も当てはまるもの1つを選択）

1. 1つの原産地（例：「アメリカ」）
2. 複数の産地を重量順（例：「アメリカ、カナダ」）
3. 「又は」表示（例「アメリカ又はカナダ」）
4. 「大括り」表示（例「輸入」）
5. 「大括り」かつ「又は」表示（例「輸入又は国産」）
6. その他（ ）

「1.」と回答した方は問3-4へ、それ以外（2.~6.）の方は問3-5へ進んでください。

問3-4 貴社の「代表的な製品」以外の製品で、同じ原材料で原産地が異なるものを使用していますか。

1. 使用している
2. 使用していない

続いて、★3の「代表的な製品」の原産地表示の根拠となる記録についてお尋ねします。

問3-5 原産地を表示する原材料の「入荷の記録」から、その原材料の原産地（原産国や製造地）を把握できますか。（最も当てはまるもの1つを選択）

1. 「入荷の記録」（伝票など）に原産地が記載されているので把握できる
2. 原材料メーカーや仕入先との間で定めた規格・仕様の書類で把握できる
3. 原産地はいつも原産地表示の範囲内だから把握できる
4. 別の方法で原産地を把握できる（具体的に： ）

問3-6 製品の「製造・加工に関する記録」（製造日報、製造指示・復命書など）には、その日に使用した原材料の原産地（原産国や製造地）を把握できる情報を記載していますか。（最も当てはまるもの1つを選択）

1. 記載している
2. 「製造・加工に関する記録」には使用した原材料のロット情報を記載しており、「入荷の記録」への遡及により原産地を特定できる
3. 原産地はいつも原産地表示の範囲内だから、「製造・加工に関する記録」に記載しなくても把握できる
4. 別の方法で原産地を把握できる（具体的に： ）

〔4 原材料に関わる情報を正確に伝達・表示する工夫〕

問4-1 ★3で回答した「代表的な製品」の原材料の決定や伝達についてお尋ねします。

(1) 貴社では、その製品の仕様や表示内容を定めた書類やデータ（「商品仕様書」「商品規格書」など）を作成していますか。

1. はい 2. いいえ

(2) 貴社では、その日の製造数量や原材料を伝達する「製造指示書」等の書類やデータを作成していますか。

1. はい 2. いいえ

問4-2 ★3で回答した製品についてお尋ねします。原材料の原産地を正確に伝達・表示するために、以下のことに取り組んでいますか。（当てはまるものすべてを選択）

＜商品企画段階＞

1. 「商品仕様書」等の書類やデータにより、原材料の原産地を決定している

＜包材等の準備段階＞

2. 納入された包材（又は作成したラベルシール等）に印刷された表示内容が製造する予定の製品と合致しているか確認している
3. 納入された包材（又は作成したラベルシール等）を分別して保管している

＜原材料の調達・保管の段階＞

4. 原材料の仕入れ先等との商談や発注の際に、原材料の原産地を定めている
5. 原材料の受け入れの際に、原材料の納品伝票や外箱に表示された原産地を発注情報と突き合わせ、一致を確認している
6. 納入された原材料を産地ごとに分別管理している。または、保管場所に産地を明示している

＜製造段階＞

7. 製造指示書等の書類やデータ（以下、製造指示書等）により、その日に用いる原材料の原産地を指示している。
8. 製造指示書等どおりの原産地の原材料を使用して製造が行われているかを製造現場で確認している
9. 製造指示書等と包材（又はラベルシール等）の原産地の記載が整合しているか確認している

＜その他＞

10. 原産地表示に関して社員教育を行っている
11. 原材料の原産地や包材を変更する際に、正確な原産地表示を維持するための社内規定や手順を備えている

問4-3 原材料に関わる情報を正確に伝達・表示するために、問4-2の項目以外に、貴社で取り組んでいることがあれば記入してください。（★3で回答した製品以外の取組でも構いません。）

〔5 食品表示制度に関する情報収集〕

問5-1 貴社では、国内の法令等（食品表示基準等）に基づく食品表示制度の改正について、どのように情報収集していますか。（当てはまるものすべてを選択）

1. 消費者庁のウェブサイトを定期的に確認するなど、自ら情報を集めている。
 2. 所属の業界団体等から情報を入手している。
 3. コンサルタント会社等と契約し、情報を入手している。
 4. 特に情報収集を行っていない。
 5. その他（具体的に _____ ）

質問は以上です。

本調査票（紙）にご記入いただいた場合、6月30日（水）までに、同封の返信用封筒にてお送りください。ご協力ありがとうございました。

令和3年度 食品表示・トレーサビリティ推進委託事業
食品トレーサビリティと原産地表示の取組状況アンケート調査結果 報告書 令和3年12月

一般社団法人 食品需給研究センター

委託者:農林水産省 (担当:消費・安全局 消費者行政・食育課) TEL 03-3502-5716

受託者:一般社団法人 食品需給研究センター TEL 03-5567-1991
